

## 第4次 田原本町障害者計画及び

第6期 障害福祉計画・

第2期 障害児福祉計画

令和3年3月

田原本町



# 目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1. 策定の趣旨 .....	1
2. 障害者福祉をめぐる国等の動き .....	1
3. 計画の性格・位置づけ .....	4
4. 「第4次障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間.....	5
5. 計画の対象 .....	6
6. 計画の策定体制 .....	7
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	9
1. 人口等の推移 .....	9
2. 障がい者数等の現状 .....	11
3. 第3次障害者計画の各施策の達成度評価 .....	15
4. 障がい者を取り巻く課題 .....	16
第3章 障害者施策の考え方.....	32
1. 基本理念 .....	32
2. 基本目標 .....	32
3. 施策体系 .....	34
4. 施策の展開 .....	35
第4章 計画の成果目標・サービス等の見込み量の設定（障害福祉計画・障害児福祉計画）	59
1. 成果目標・障害福祉サービス等の取組状況 .....	59
2. 成果目標・障害福祉サービス等の見込み量 .....	70
第5章 推進体制・連携の強化.....	93
1. 協働による計画推進 .....	93
2. PDCAサイクルによる計画の推進 .....	93
資料編.....	94
1. 田原本町障害者計画等策定委員会規則 .....	94
2. 田原本町障害者計画等策定委員会委員名簿 .....	96
3. 用語の説明 .....	97

本計画において、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は、「障害」の「害」を「ひらがな表記」としています。

ただし、法令名や団体等の固有名詞として使用する場合は人の状態を表さない場合は「障害」と表記しています。

<例>

障害のある人	⇒	「障がいのある人」
障害児	⇒	「障がい児」
障害者基本法	⇒	「障害者基本法」
障害福祉サービス	⇒	「障害福祉サービス」

本計画の中に令和3年3月8日から12日に田原本町役場で行われた第29回田原本町心身障害者・児作品展の写真を掲載しています。

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 策定の趣旨

田原本町では、平成 28 年度に『一人ひとりを大切に ともに生きる社会』の実現を基本理念とした「第3次障害者計画」を、平成 29 年度に「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、各種障害者施策を進めてきています。

本計画は、これらの計画が令和 2 年度に計画期間が満了となることから、「第4次田原本町障害者計画及び第6期田原本町障害福祉計画・第2期田原本町障害児福祉計画」を策定するものです。

## 2. 障害者福祉をめぐる国等の動き

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

また、田原本町においては、平成 19 年度に「田原本町障害者計画」を策定して以来、様々な障害者施策を推進してきました。今後も『一人ひとりを大切に ともに生きる社会』の実現をめざし、各種取組を進めていくために新たに策定する「第4次田原本町障害者計画及び第6期田原本町障害福祉計画・第2期田原本町障害児福祉計画」においても、国の動向等を踏まえることが重要です。

### ① 「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

### ② 「障害者虐待防止法」が成立

虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として平成 24 年に施行され、国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障害者を雇用する者は、障害者虐待の防止等に努めなければならないことや、障害者虐待を発見した者には通報を義務付けるなどの具体的な対策を定めています。

### ③ 「障害者総合支援法」の施行と改正

障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。また、これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障害のある子どもへの支援も強化されています。

“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

#### ④ 「障害者差別解消法」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、障害者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。施行は一部の附則を除き、平成28年4月1日となっています。

#### ⑤ 「障害者基本計画」の策定

「障害者基本法」に基づく計画として、国における障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第4次）」が平成30年3月に策定されました。この計画は平成30年度から令和4年度までの、おおむね5年間を計画期間としています。

第4次の計画は、日本が「障害者権利条約」を批准した後に初めて策定される「障害者基本計画」であり、条約との整合性が図られています。

#### ⑥ 「障害者活躍プラン」の公表

平成31年4月に、文部科学省から「障害者活躍推進プラン」の概要が示されました。「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野における取組をより積極的に進めるべき6つの政策プランからなるものです。

##### 障害者活躍推進プラン 6つの推進政策

- 政策1 障害のある人とともに働く環境を創る
- 政策2 発達障害等のある子供達の学びを支える
- 政策3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する
- 政策4 障害のある人の文化芸術活動の学びを支える
- 政策5 障害のある人のスポーツ活動を支援する
- 政策6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

#### ⑦ 「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の制定

障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりをめざして、平成28年4月1日より施行されました。この条例では「何人も障害を理由とする差別をしてはならない」としており、不利益な取り扱いの禁止や合理的な配慮について、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人を対象としています。

◆ 障がい者に関する国や県、田原本町の動向一覧 ◆

年	国	奈良県		田原本町	
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	重点施策実施 5か年計画	奈良県障害者長期計画	田原本町障害者計画	第1期田原本町 障害福祉計画
H19	◇障害者権利条約署名				
H20	◇児童福祉法の改正	障害者基本計画(第2次)	奈良県障害者計画	第2次田原本町障害者計画	第2期田原本町 障害福祉計画
H21					
H22					
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行	重点施策実施5か年計画	奈良県障害者計画	第2次田原本町障害者計画	第3期田原本町 障害福祉計画
H24	◇障害者虐待防止法の施行				
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画(第3次)	奈良県障害者計画	第3次田原本町障害者計画	第4期田原本町 障害福祉計画
H26	◇障害者権利条約の批准				
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行				
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇成年後見制度の促進に関する法律の施行	障害者基本計画(第4次)	奈良県障害者計画	第3次田原本町障害者計画	第5期田原本町障害 福祉計画・第1期田原 本町障害児福祉計画
H29	◇児童福祉法の一部を改正する法律の施行				
H30	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画(第4次)	奈良県障害者計画	第3次田原本町障害者計画	第5期田原本町障害 福祉計画・第1期田原 本町障害児福祉計画
R1 (H31)	◇障害者活躍プラン公表 ◇障害者雇用促進法の一部改正法の施行				
R2					

### 3. 計画の性格・位置づけ

#### (1) 計画の性格

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障害者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

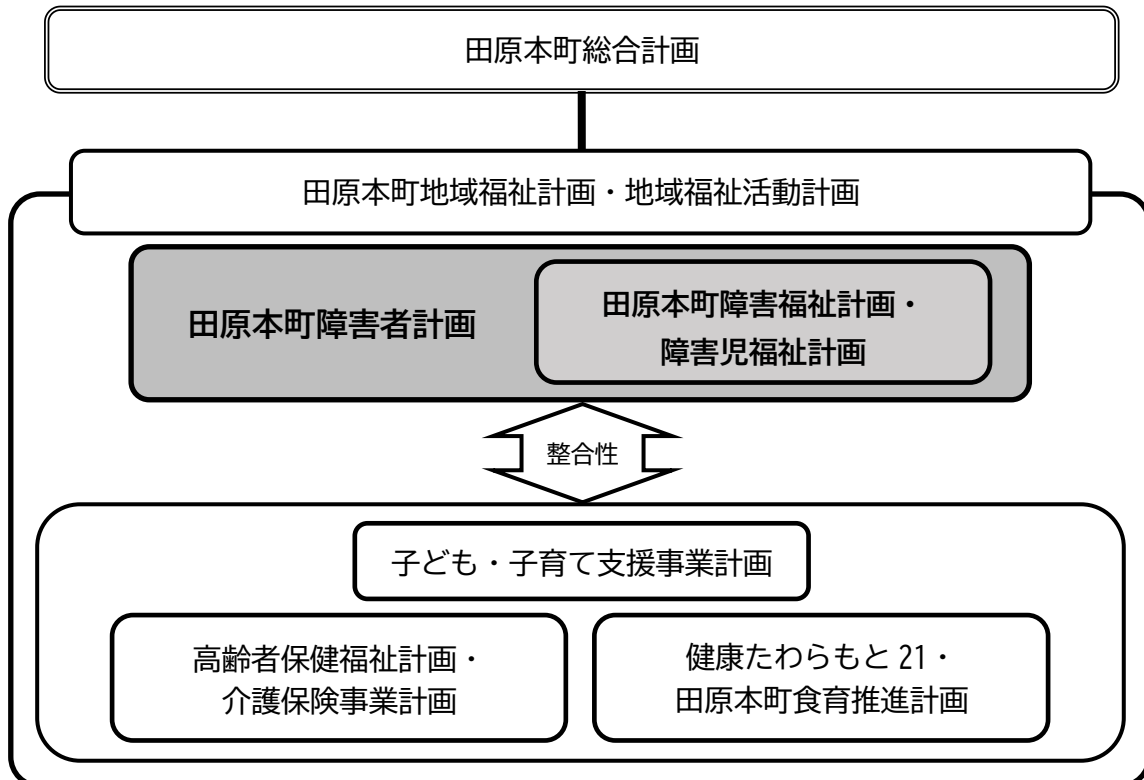
「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の必要量や提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の必要量や提供体制確保等について定める

#### (2) 諸計画との関係

国及び奈良県の障害者福祉計画をふまえるとともに、田原本町第4次総合計画（基本構想：平成29年度～平成38年度）と田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成30年度～平成34年度）を上位計画として策定します。また、他の福祉計画との整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。





#### 4. 「第4次障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間

本計画の期間は、「第4次障害者計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

##### ◆「田原本町障害者計画」と「田原本町障害福祉計画」の計画期間 ◆

H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第3次障害者計画			第4次障害者計画					
第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画		



第29回田原本町心身障害者・児作品展より  
作品名：まよなかのかんらんしゃ

## 5. 計画の対象

障害者基本法第二条第一号において、障がい者を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この計画は法の趣旨に沿って、計画の対象者を、障害者手帳を持っている人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある、田原本町内の障がい者すべてとします。

【対象】	【関連法】	【内容】
身体障がい者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障がい者	知的障害者福祉法	知的障害者の定義は明確に条文化されていません。ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
障がい児	児童福祉法	この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
発達障がい者	発達障害者支援法	この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患として平成 25 年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととしている。 ※令和元年7月1日より、障害者総合支援法の対象疾病は 361 疾病、指定難病は 333 疾病となっている。

## 6. 計画の策定体制

策定にあたっては、「田原本町障害者計画等策定委員会」を中心に、アンケート調査結果や関係団体調査などをふまえて策定しました。

### (1) 田原本町障害者計画等策定委員会の開催

計画の策定にあたっては、障がいのある人に関わる関係機関の代表者を中心とする「田原本町障害者計画等策定委員会」を開催し、協議を重ねました。

### (2) 田原本町障害者計画策定のためのアンケート調査の実施

町内にお住まいの障害者手帳などをお持ちの方々及び特別児童扶養手当を受給されている方、障害福祉サービスを利用されている方や介助・支援をされている方々を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えや評価を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

#### ◆ 調査の実施方法等

調査対象者	障がい児アンケート	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方々及び特別児童扶養手当を受給されている方、障害福祉サービスを利用されている方々
	障がい者アンケート	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方々及び障害福祉サービスを利用されている方々
配布・回収の方法		郵送による配布・回収により実施
調査実施時期		令和2年8月下旬～9月中旬

#### ◆ 回収結果

調査名	配布数	回収数	回収率
障がい児アンケート	231票	90票	39.0%
障がい者アンケート	1,850票	852票(白票1)	46.1%

### (3) 田原本町障害者計画策定のための関係団体調査の実施

町内における障害者団体、サービス事業所に対して、調査を実施しました。

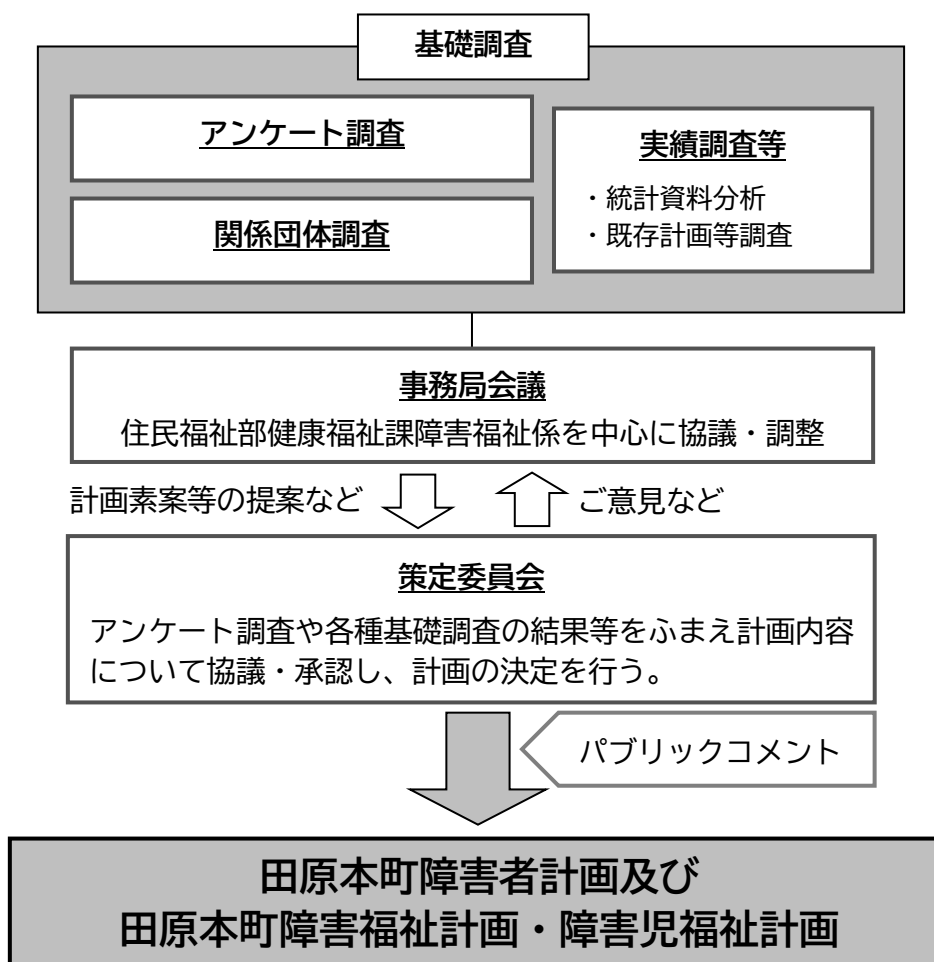
#### ◆ 調査の実施方法等

調査対象	関係団体・サービス事業所	町内において、障がい者に関わる活動等を実施している団体や障害者サービスを提供している事業所
配布・回収の方法		メールによる配布・回収により実施
調査実施時期		令和2年9月中旬～10月下旬
配布・回収数		30件配布（うち回収16件）

### (4) パブリックコメントの実施

計画に対する住民の意見を広く募集するため、計画素案についてホームページに掲載するとともに、健康福祉課の窓口で閲覧できるようにし、意見の募集を行いました。

#### ◆計画策定体制図◆



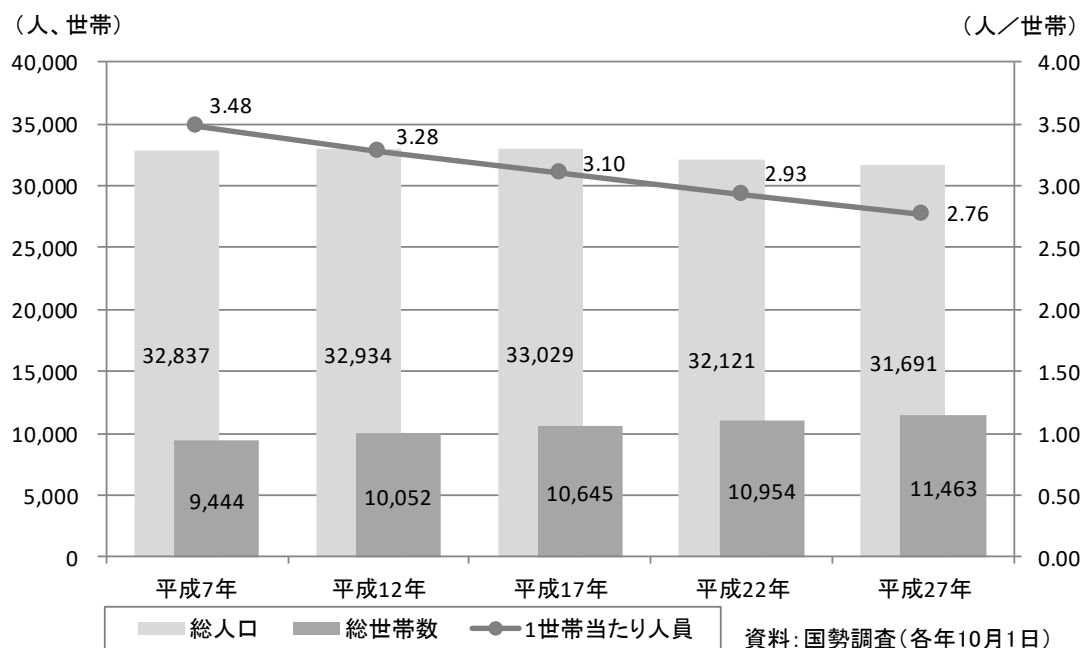
## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 人口等の推移

#### (1) 総人口と総世帯数の推移

国勢調査結果における本町の総人口の推移をみると、平成7年以降増加傾向にあったものが平成17年より減少に転じ、平成27年では31,691人となっています。

総世帯数は、一貫して増加を続けており、平成27年には11,463世帯となっています。また、1世帯当たりの人員も平成7年の3.48人から平成27年の2.76人と縮小が続いています。



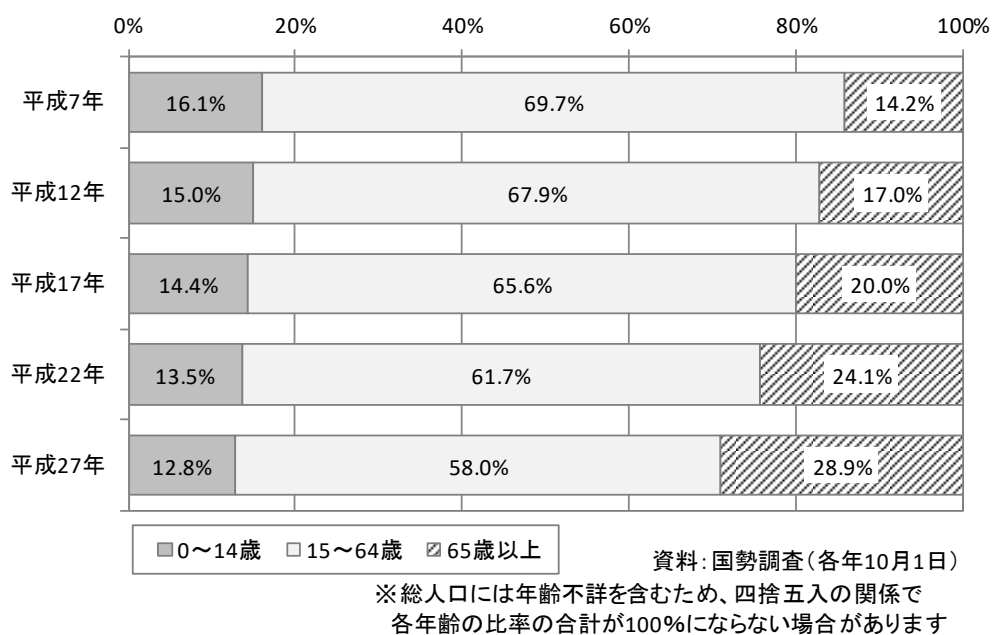
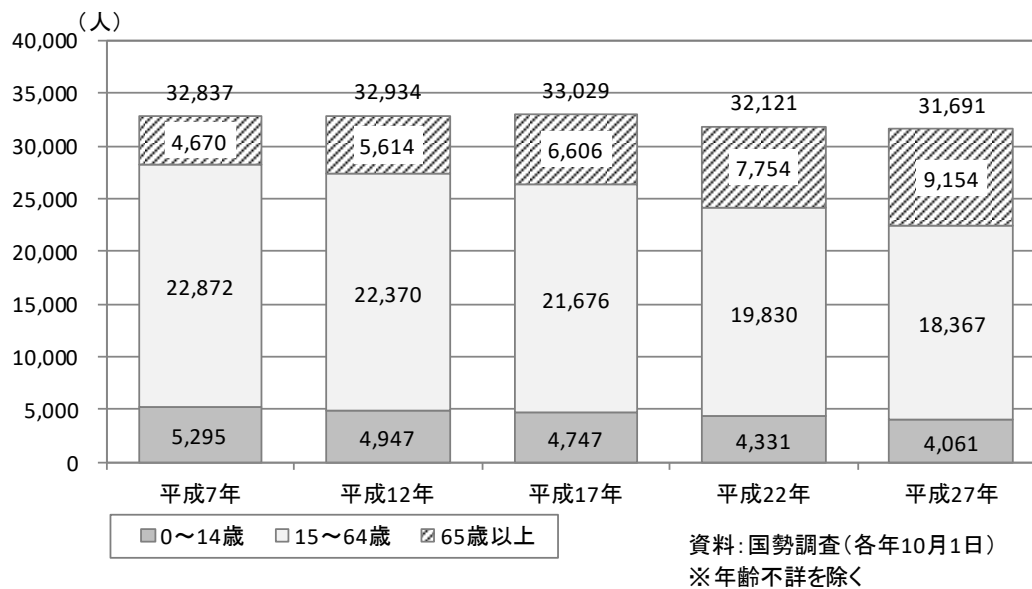
(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	変化率 (H7⇒H27)
総人口	32,837	32,934	33,029	32,121	31,691	-4.1%
総世帯数	9,444	10,052	10,645	10,954	11,463	21.4%
1世帯当たり人員	3.48	3.28	3.10	2.93	2.76	-20.5%

資料：国勢調査(各年10月1日)

## (2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別では、「65歳以上」の割合は増加傾向で推移している一方、「0～14歳」「15～64歳」の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

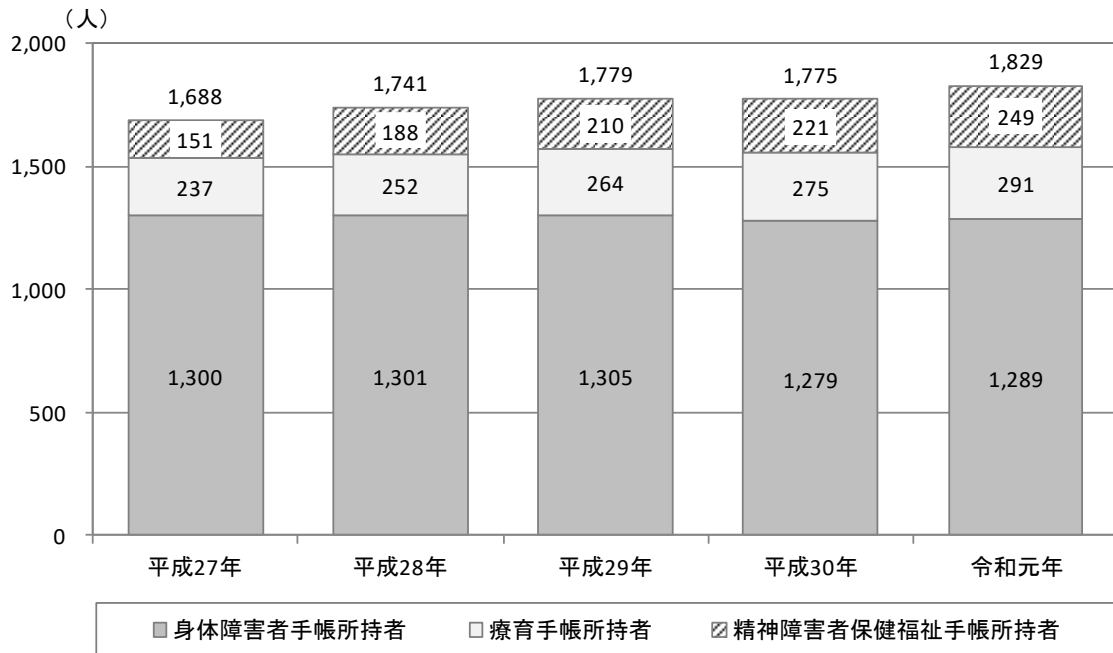


## 2. 障がい者数等の現状

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

平成27年からの各種障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年に一度減少傾向となった以外は増加傾向で推移しており、令和元年では1,829人となっています。

障害種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数の変化率が64.9%となっており、他の障害種と比べ大きく増加しています。



資料:健康福祉課調(各年4月1日データ)

		(単位:人)					変化率 (H27⇒R1)
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
総数		1,688	1,741	1,779	1,775	1,829	8.4%
	身体障害者手帳	所持者数	1,300	1,301	1,305	1,279	1,289
	所持率	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	-
療育手帳	所持者数	237	252	264	275	291	22.8%
	所持率	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	-
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	151	188	210	221	249	64.9%
	所持率	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	-

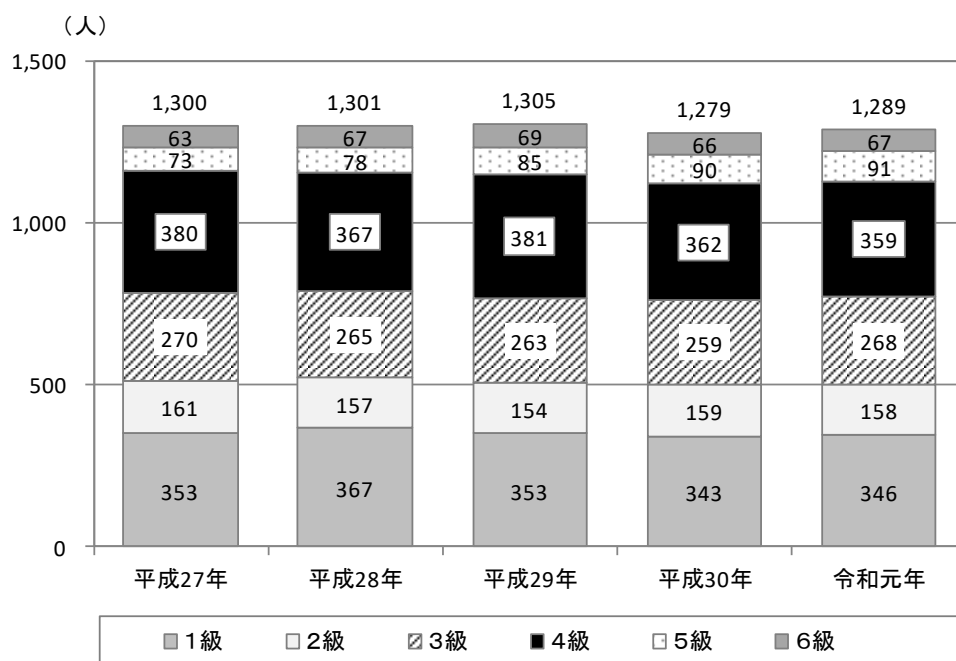
資料:健康福祉課調(各年4月1日データ)

※所持率は各年の手帳所持者数を住民基本台帳(各年3月31日現在)の人口で除した値

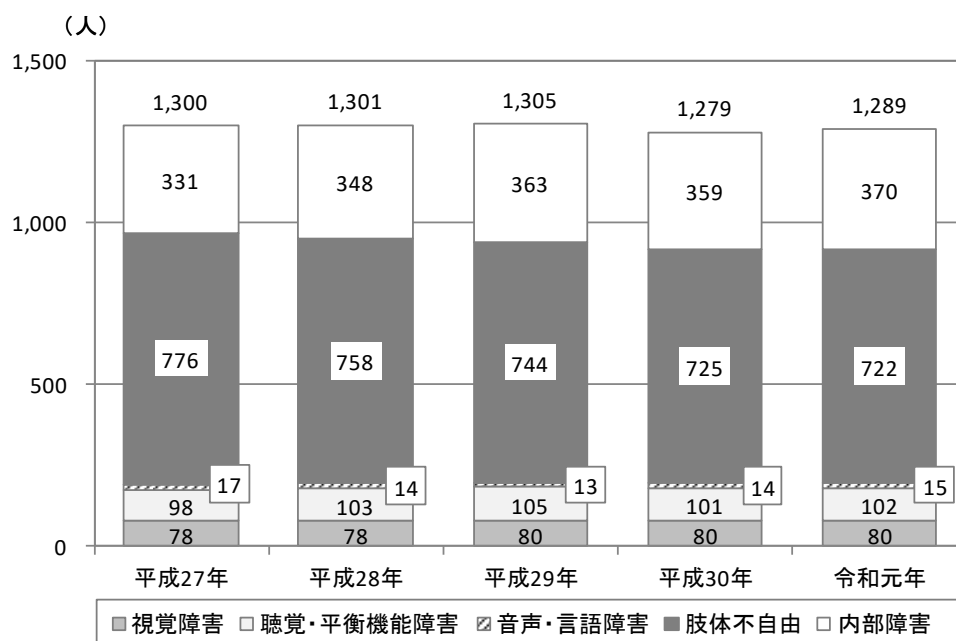
## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

平成27年から身体手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しており、令和元年では1,289人となっています。

等級別にみると「1級」と「4級」が多く、種類別にみると「肢体不自由」が多くなっています。



資料：健康福祉課調(各年4月1日データ)



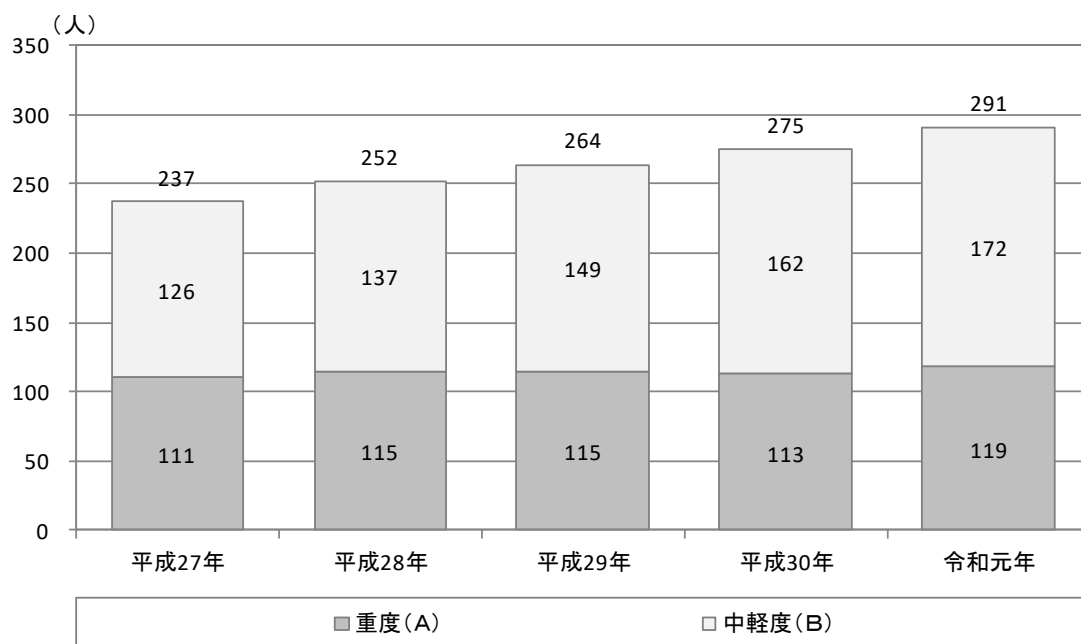
資料：健康福祉課調(各年4月1日データ)



### (3) 療育手帳所持者数の推移

平成 27 年からの療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和元年では 291 人となっています。

等級別にみると「中軽度 (B)」が多くなっています。

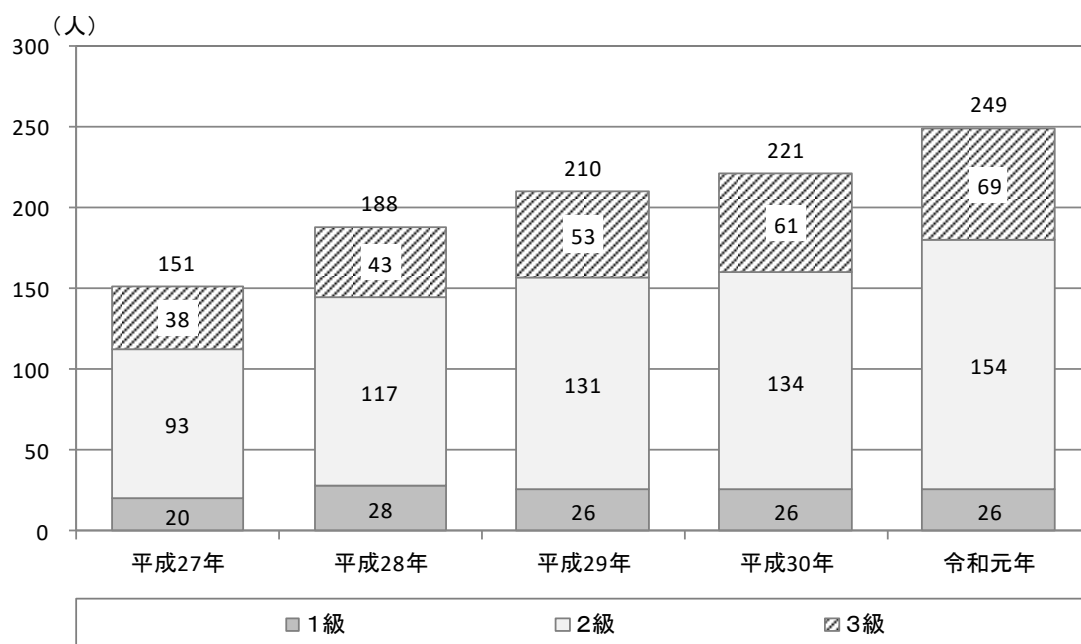


資料: 健康福祉課調(各年4月1日データ)

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 27 年からの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和元年では 249 人となっています。

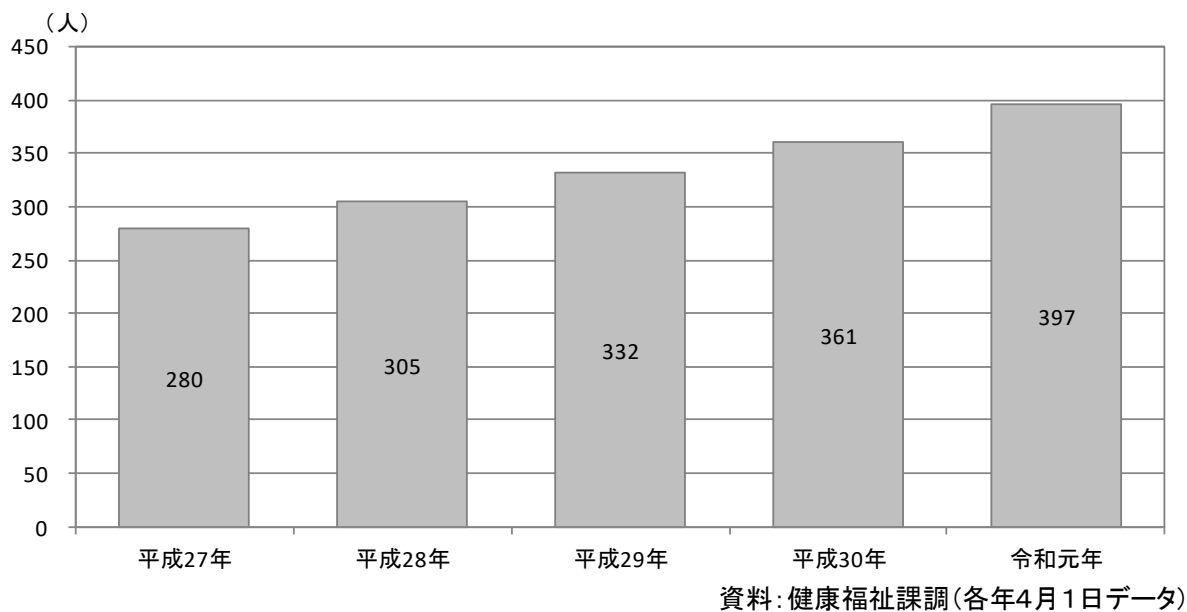
等級別にみると「2級」が多くなっています。



資料: 健康福祉課調(各年4月1日データ)

### (5) 自立支援（精神通院）医療受給者数の推移

平成 27 年からの自立支援（精神通院）医療受給者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和元年では 397 人となっています。



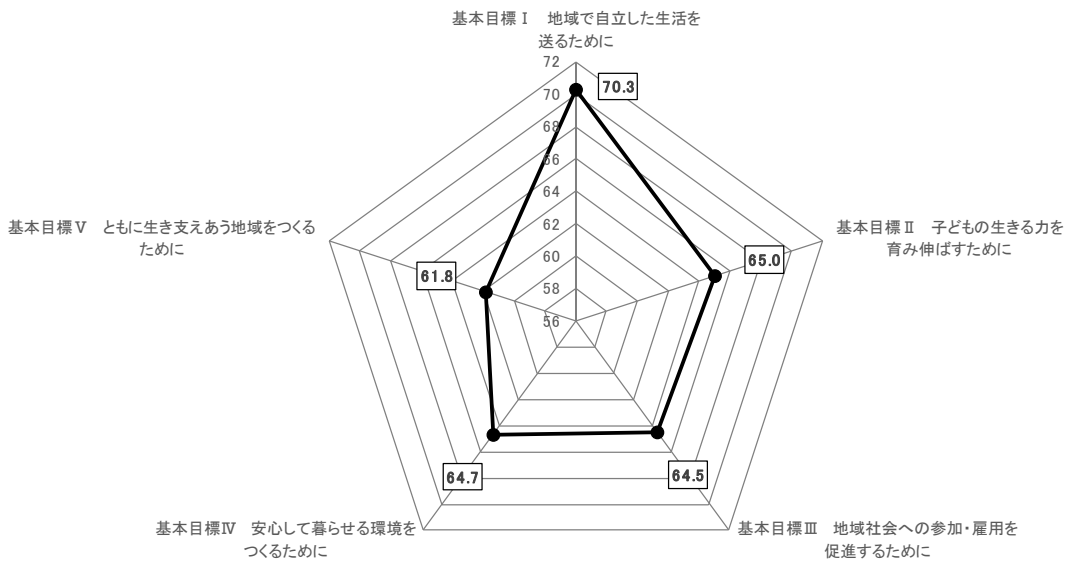
第 29 回田原本町心身障害者・児作品展より  
作品名：僕達私達の好きな物

### 3. 第3次障害者計画の各施策の達成度評価

市内の関係各課において、第3次田原本町障害者計画の各施策についての評価を行いました。

「A. 既に目的・目標を達成している」を100点、「B. 目標に向け、順調に進捗している」を70点、「C. 目標に向けてはあまり進捗していない」30点、「D. 目標に向けてまったく進捗していない」0点とし、平均点を算出しました。

全体の平均点は65.8点となっており、概ね「B. 目標に向け、順調に進捗している」という評価となりました。また、5つの基本目標の中では、「基本目標Ⅰ 地域で自立した生活を送るために」が70.3点と最も評価が高く、「基本目標Ⅴ とともに生き支えあう地域をつくるために」が61.8点と最も評価が低くなっています。



基本目標・施策の方向	平均点
基本目標Ⅰ 地域で自立した生活を送るために	70.3
施策の方向1 生活支援サービスの充実	69.4
施策の方向2 保健・医療サービスの充実	71.3
基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばすために	65.0
施策の方向1 障害の早期発見・早期療育	66.7
施策の方向2 保育・教育の充実	70.0
施策の方向3 休日や放課後の生活の充実	54.3
基本目標Ⅲ 地域社会への参加・雇用を促進するために	64.5
施策の方向1 雇用・就労の促進	56.7
施策の方向2 生きがい活動の促進	74.0
基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境をつくるために	64.7
施策の方向1 住みよいまちづくりの推進	60.8
施策の方向2 防犯・防災対策の推進	77.5
基本目標Ⅴ とともに生き支えあう地域をつくるために	61.8
施策の方向1 障がいのある人の理解の促進と人権の尊重	69.2
施策の方向2 虐待の防止	80.0
施策の方向3 地域でのふれあい、支えあいの推進	41.4
<b>全体</b>	<b>65.8</b>

## 4. 障がい者を取り巻く課題

### (1) アンケート調査における課題

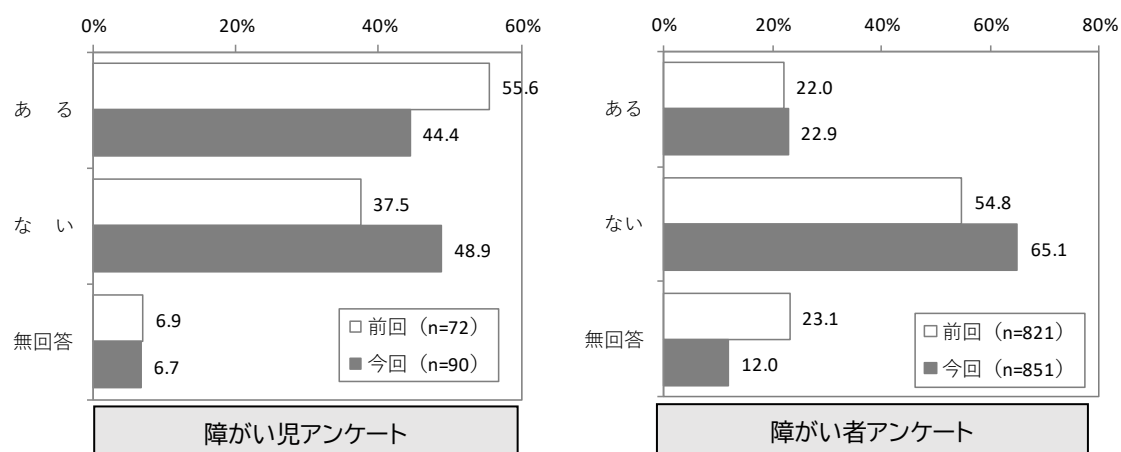
令和2年に実施した田原本町障害者計画策定のためのアンケート調査結果から、障がいのある人を取り巻く今後の課題を抽出すると次の通りです。

#### ①相談体制の充実

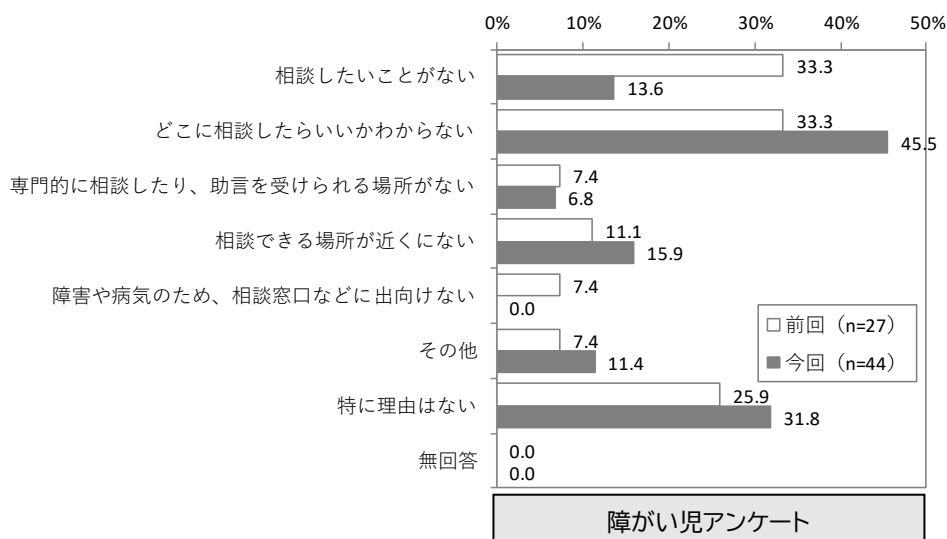
困ったことや心配に思っていることの相談先は、「家族」が最も多くなっています。また、家族等以外に相談したことがない方は、障がい児アンケートでは48.9%、障がい者アンケートでは65.1%となっており、相談体制の充実等を行い、家族等以外にも相談できるような場所づくりを今後進めていく必要があります。

家族等以外に相談したことがない理由として、障がい児調査では「どこに相談したらいいかわからない」が最も多くなっているため、相談先の周知についても取り組んでいくことが重要です。

◆困ったことや心配に思っていることを、家族や親戚、日ごろ通われる場所(学校、通所施設など)以外の人に相談したことがあるか。(単数回答)



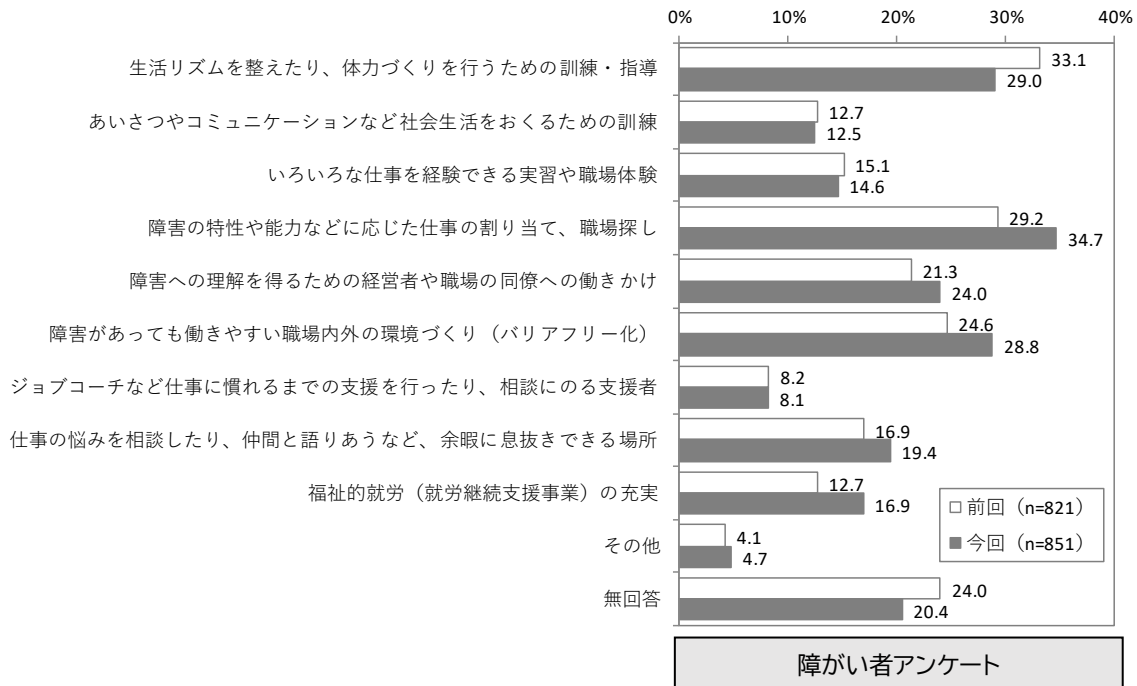
◆家族等以外の人に相談したことがない理由は何ですか。(複数回答)【相談したことがない方限定】



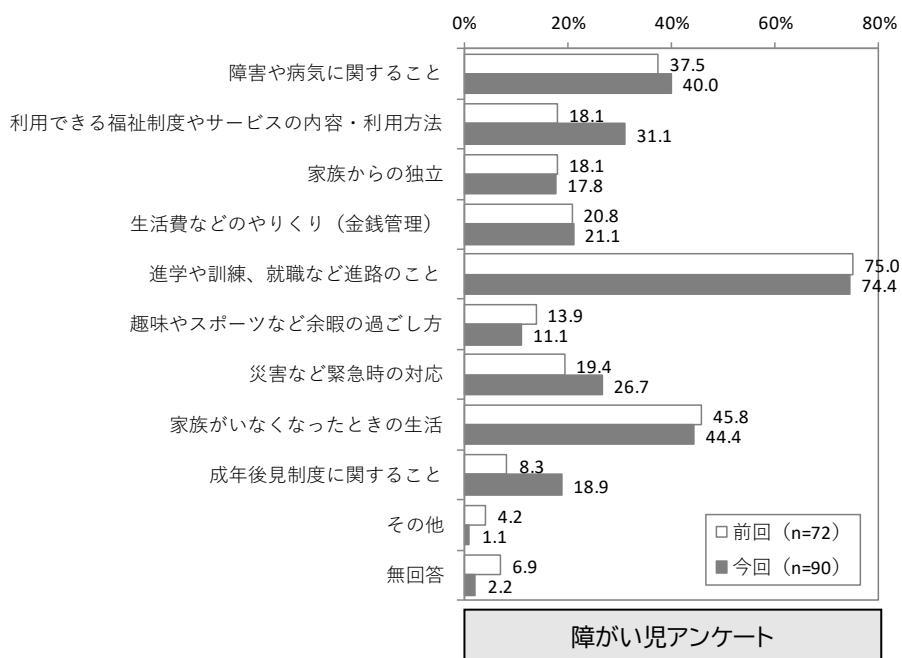
## ②就労環境の整備

障がいのある人が働き続けるために必要な支援としては、「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が最も多くなっています。また、障がい児アンケートにおいても、困ったことや心配に思っていることとして「進学や訓練、就職など進路のこと」が最も多くなっているため、働く場の確保は重要です。

### ◆障がいのある人が働き続けるためには、どのような支援が必要だと思われますか。(複数回答)



### ◆今、困ったことや心配に思っていることはどのようなことですか。(複数回答)



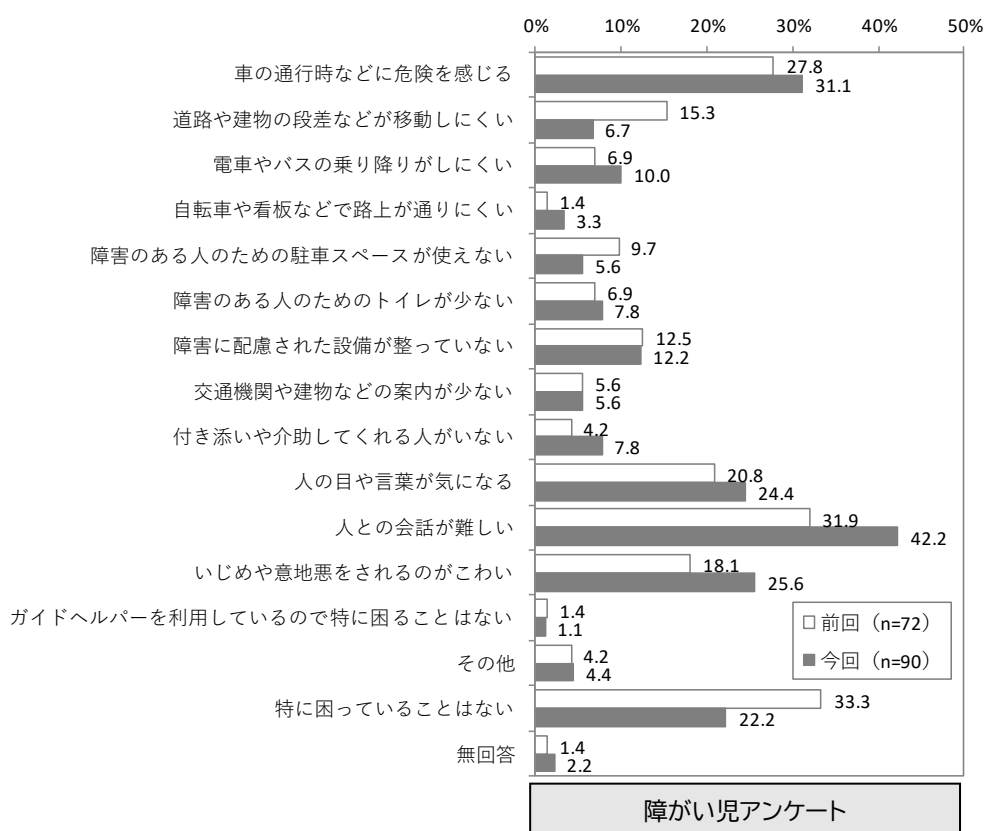
### ③外出支援の充実・権利擁護の推進

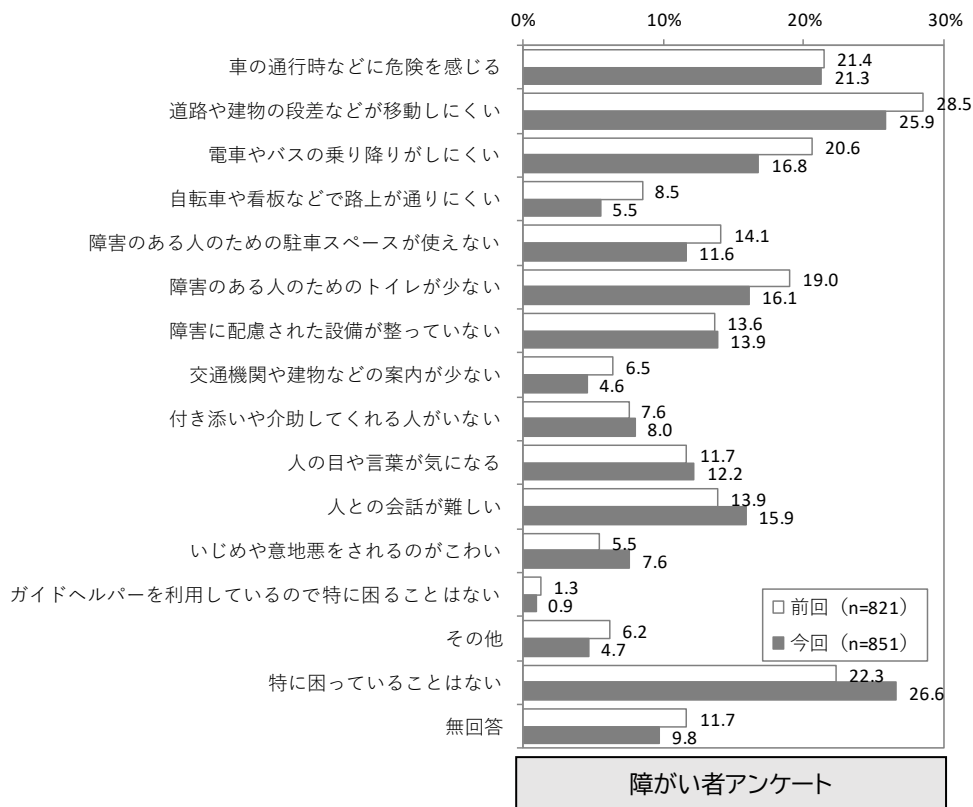
外出時に困っていることとして、「車の通行時などに危険を感じる」「道路や建物の段差などが移動しにくい」といったハード面の課題と、「人との会話が難しい」「いじめや意地悪をされるのがこわい」といったソフト面の課題が両方挙がっています。

障害があることで差別を受けたり、偏見や疎外感などを感じたことがある方は、障がい児アンケートでは 35.6%、障がい者アンケートでは 15.2%となっています。

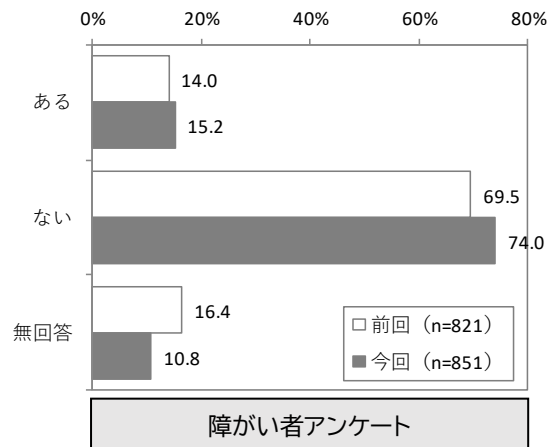
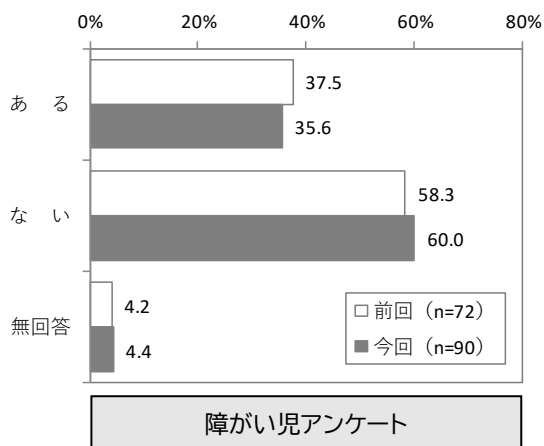
ハード面・ソフト面ともにバリアフリー化を促進し、外出支援の充実・権利擁護を推進することが重要となっています。

#### ◆外出時に、困っていることは何ですか。(複数回答)





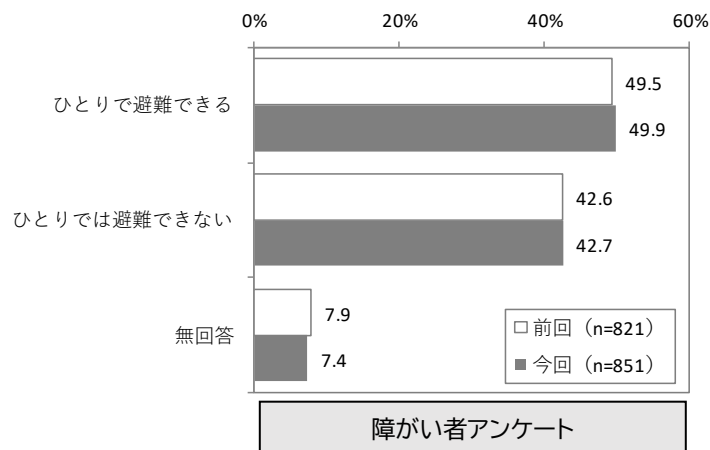
◆ここ数年の間に、障害があることで差別を受けたり、偏見や疎外感などを感じたことがありますか。(単数回答)



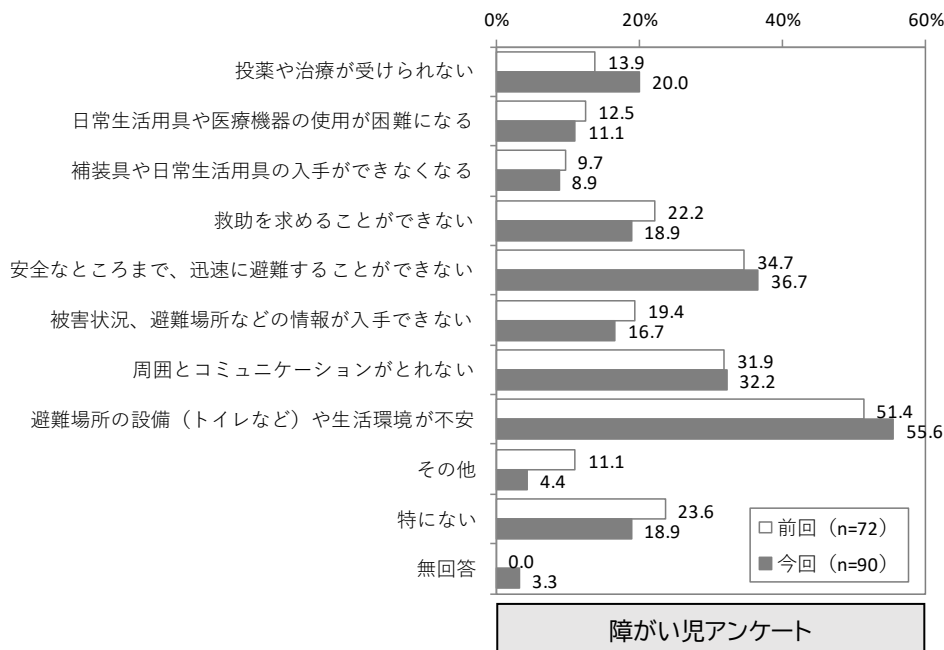
#### ④災害時等、緊急時の対応の充実

障がい者アンケートにおいて、火事や地震などの災害が発生したときに「ひとりでは避難できない」と回答した方は、42.7%となっており、災害時等の緊急時の対応や支援について、引き続き取り組んでいくことが重要です。また、災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」という意見が挙がっており、福祉避難所における障がいのある人へ対応できる体制整備を進めていく必要があります。

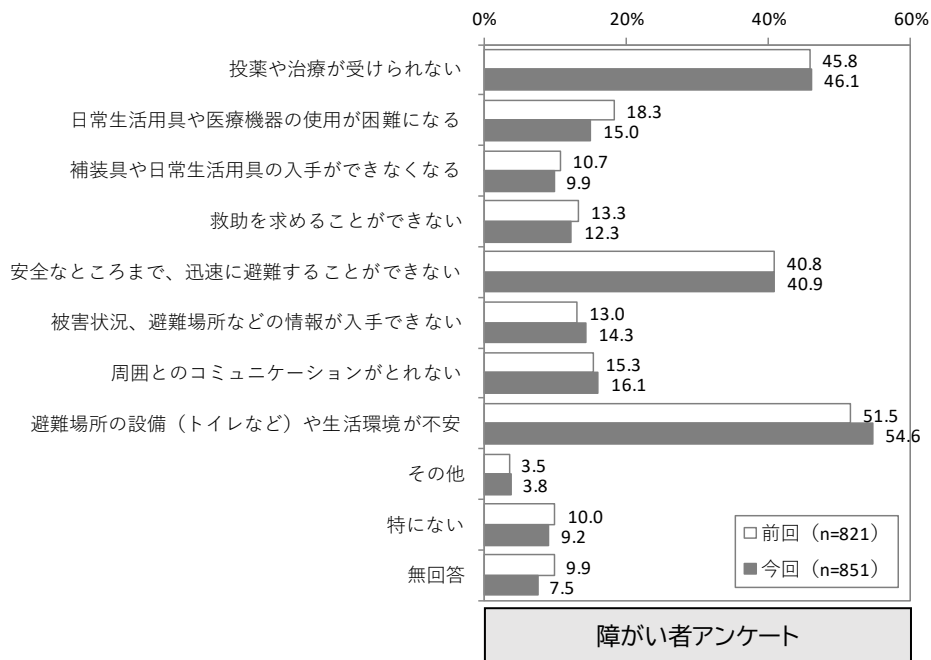
#### ◆火事や地震などの災害が発生したときに、ひとりで避難できますか(単数回答)



#### ◆火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(複数回答)



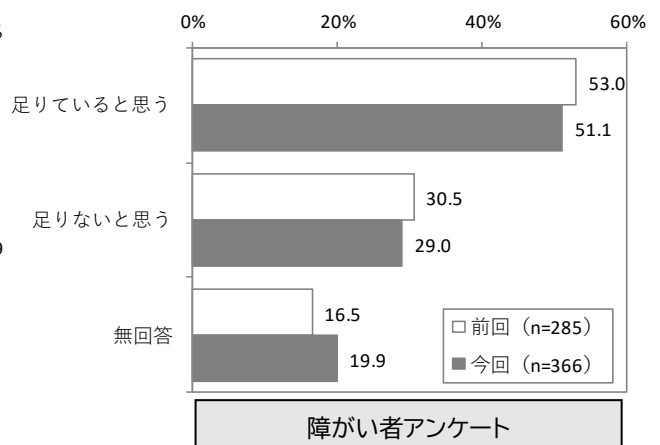
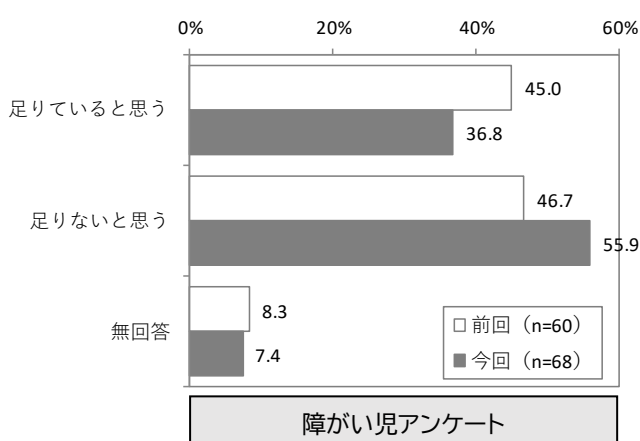




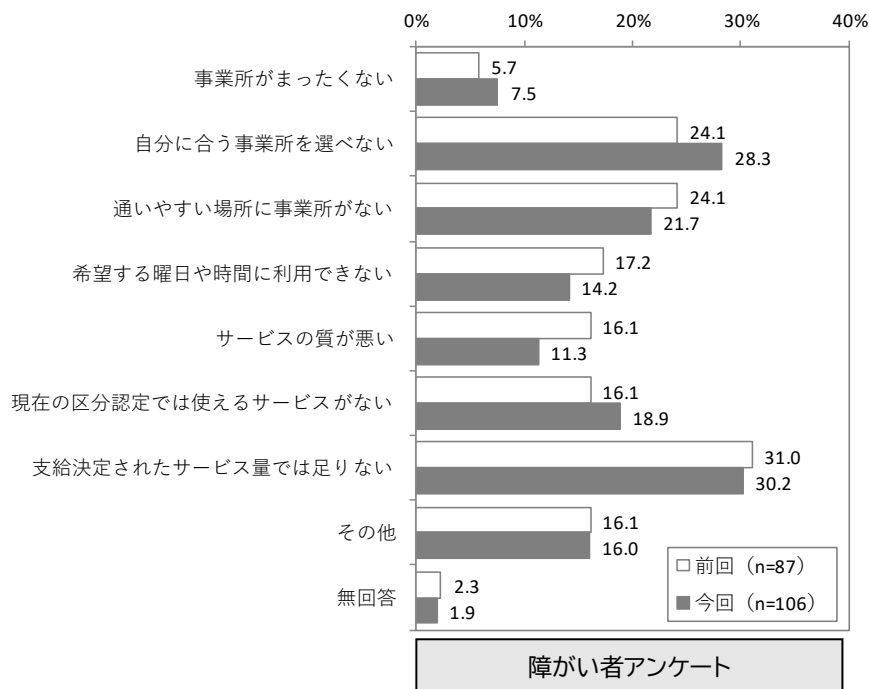
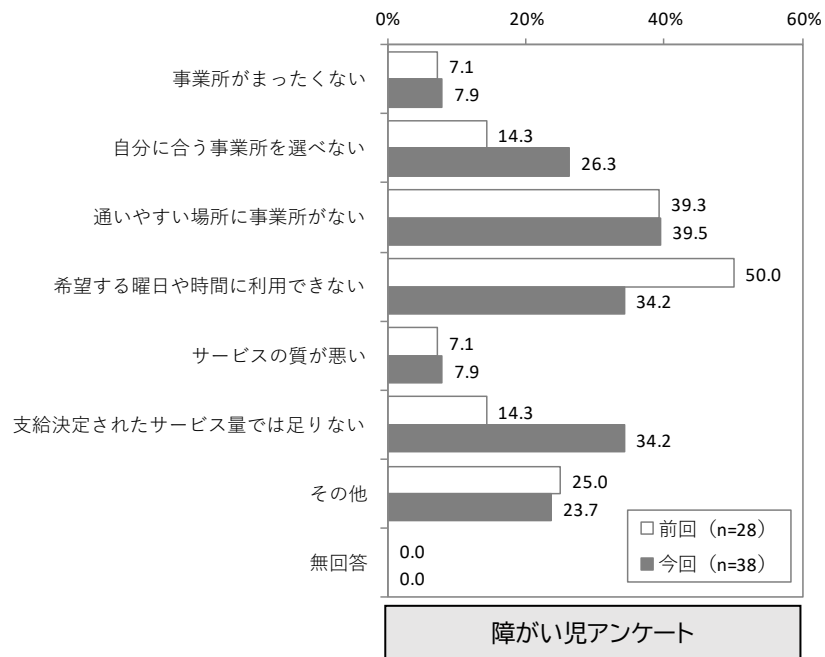
### ⑤サービス提供体制の充実

町で生活するうえで、各種福祉サービスが「足りないと思う」と回答された方は、障がい児アンケートでは 55.9%、障がい者アンケートでは 29.0%、となっています。また、サービスが足りていない理由としては、障がい児アンケートでは「通いやすい場所に事業所がない」、障がい者アンケートでは「支給決定されたサービス量では足りない」が多くなっており、事業所整備の検討も含め、サービス提供体制の充実を行う必要があります。

**◆町で生活するうえで、各種福祉サービスは足りていると思いますか。(単数回答)**



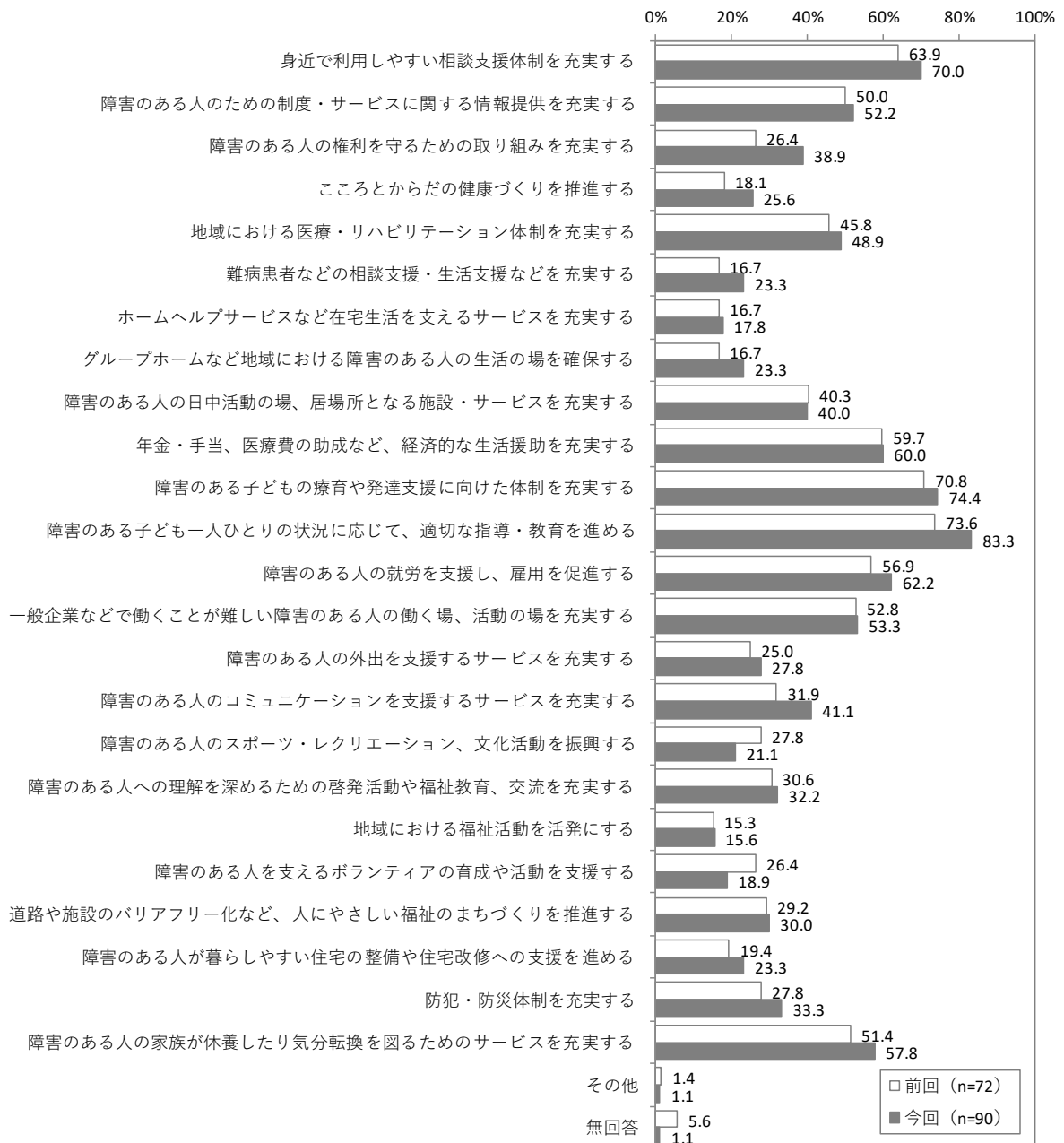
◆各種福祉サービスが足りないと思うのはなぜですか。(複数回答)【足りないと感じる方限定】



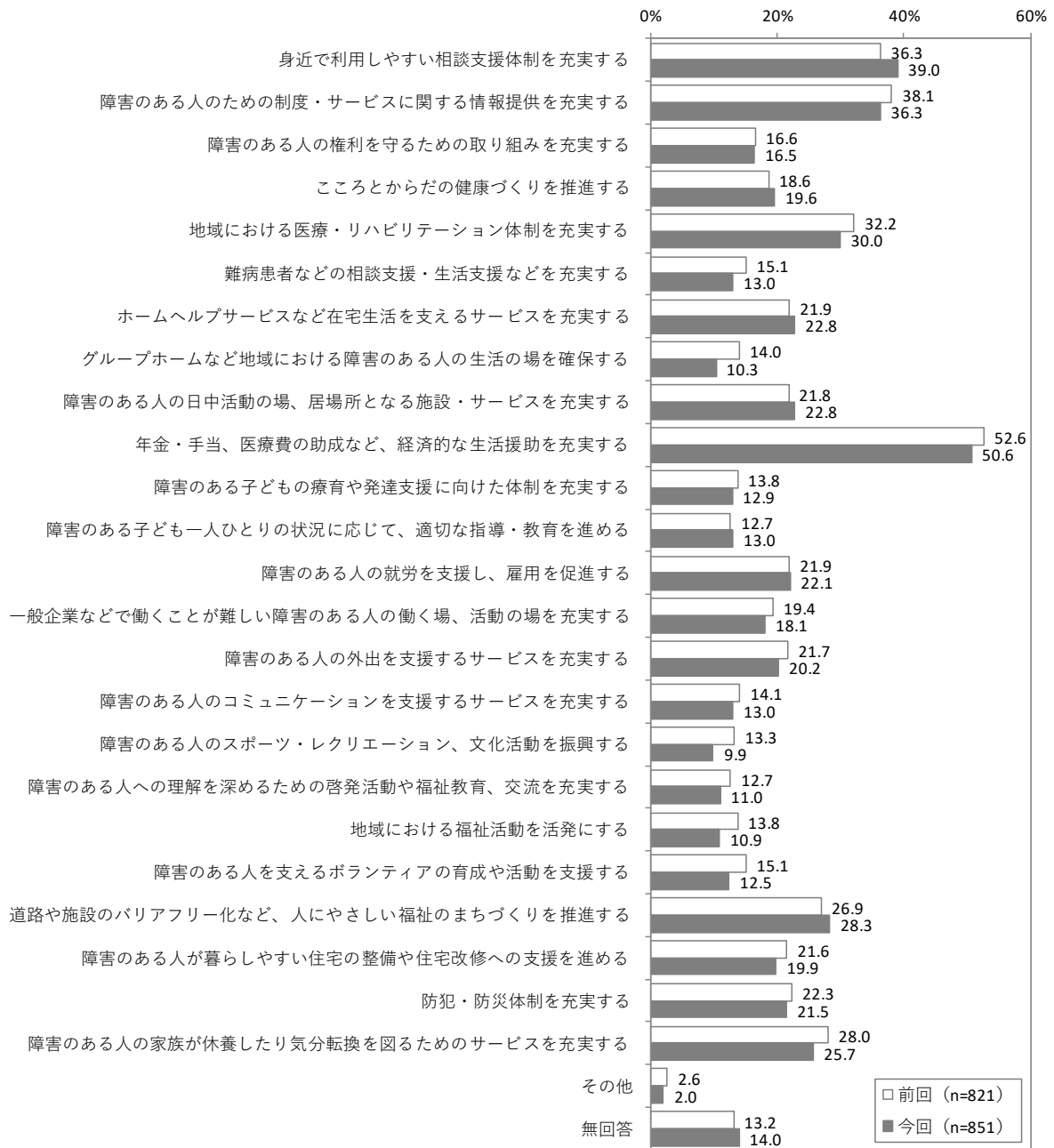
## ⑥障がいのある人が住みやすいまちづくり

障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるために必要なこととして、障がい児アンケートでは「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を進める」が、障がい者アンケートでは「年金・手当、医療費の助成など、経済的な生活援助を充実する」が最も多くなっています。また、ともに多い項目として「身近で利用しやすい相談支援体制を充実する」が挙げられています。

◆障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるためにどのようなことが必要だとお考えですか。  
(複数回答)



障がい児アンケート



障がい者アンケート

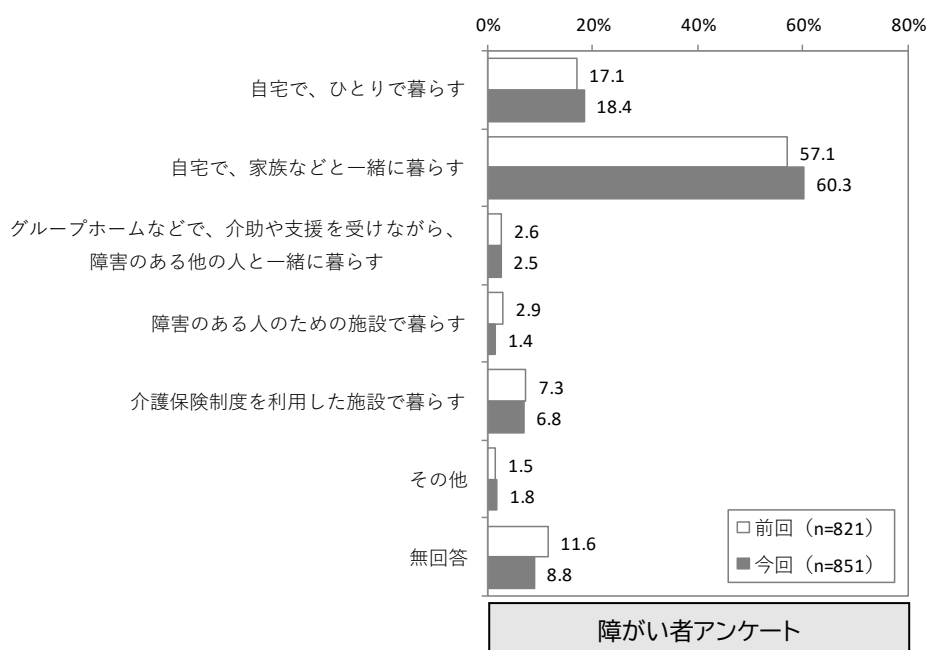
## ⑦在宅者への支援・介助者への支援の充実

障がい者アンケートにおいて、今後の生活として「自宅で、家族などと一緒に暮らす」ことを希望される方が多く、今後も在宅介助への支援ニーズは高まっていくことが想定されます。

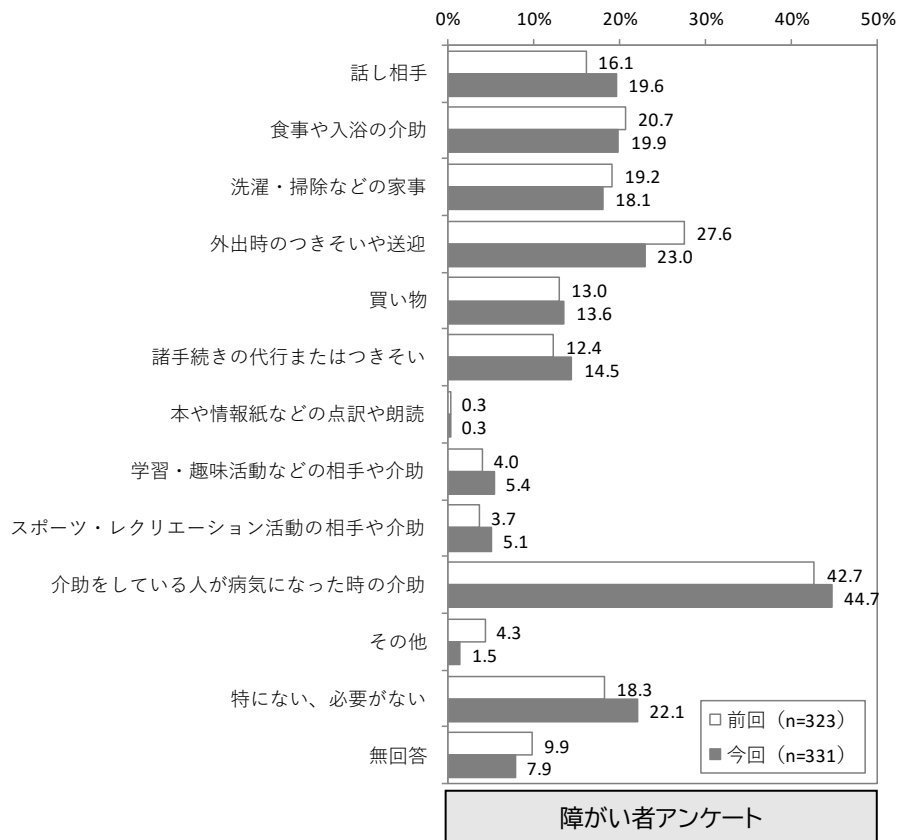
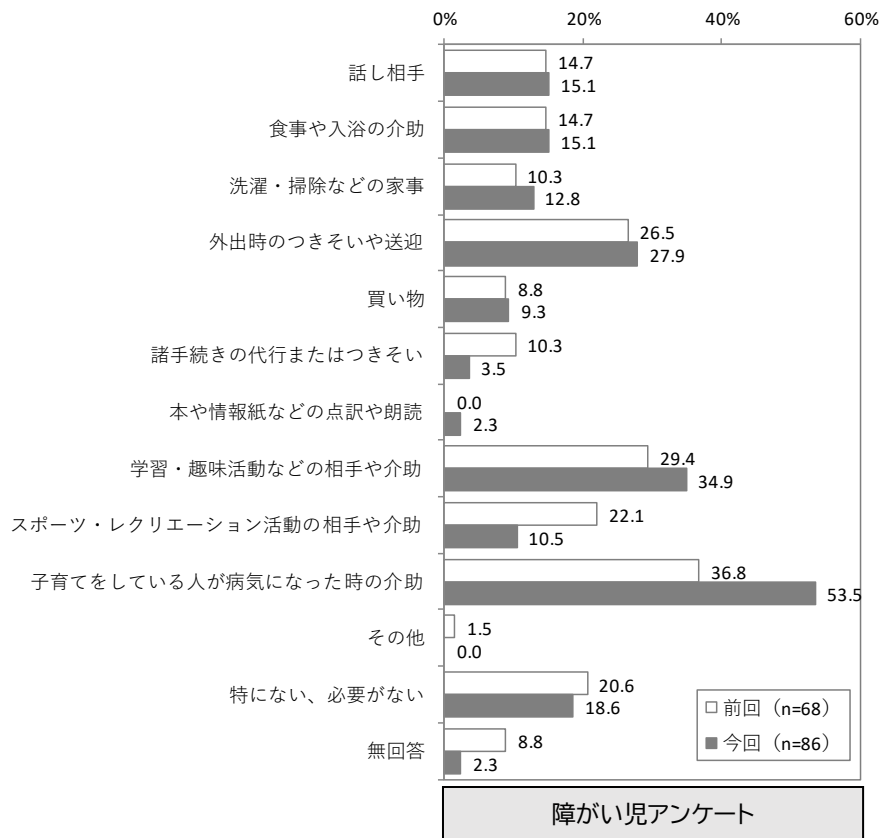
介助者として、他の人に代わってもらえると助かることは、「介助をしている人が病気になった時の介助」が最も多くなっています。

介助者への支援も含め、在宅での介助を支援するための取り組みを行っていくことは重要です。

### ◆あなたは、今後どのような生活を望まれますか。(単数回答)



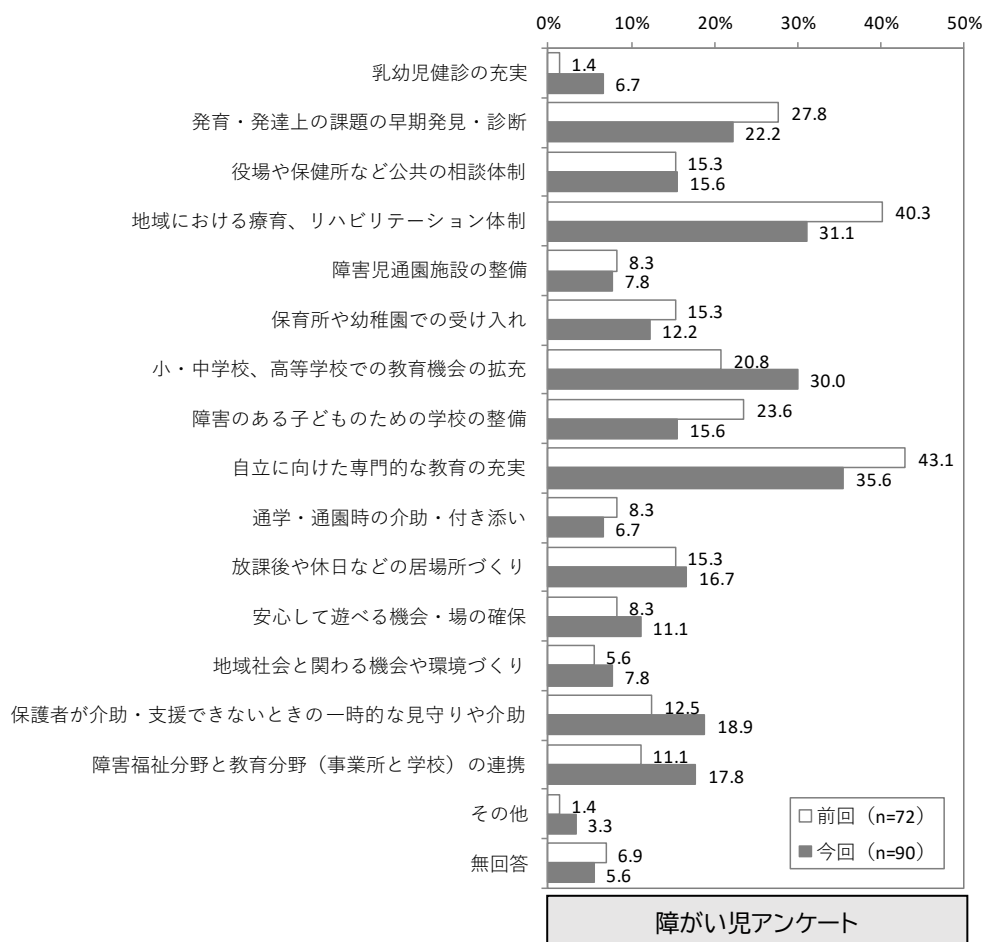
◆日常の介助の中で、他の人に代わってもらえると助かることはどんなことですか。(複数回答)



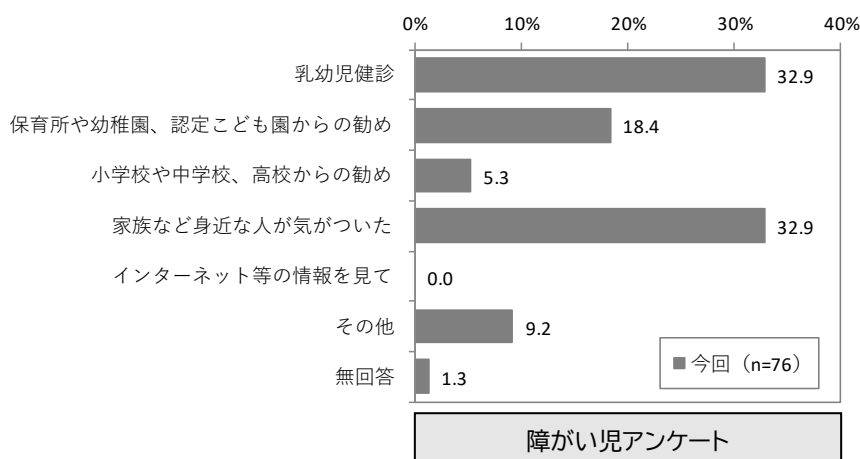
### ⑧教育・療育体制の充実、障害の早期発見・早期対応

障がい児アンケートにおいて、障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要だと思われるものを伺うと「自立に向けた専門的な教育の充実」や「地域における療育、リハビリテーション体制」、「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」が多くなっており、教育・療育の充実が求められています。また、教育・療育に次いで「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が多くなっており、障害の早期発見・早期対応の取り組みも重要です。

◆障がいのある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要だと思われるものは何ですか。(複数回答)



◆何をきっかけに発達障害の診断を受けましたか。(単数回答)【発達障害の診断を受けた方限定】



## (2) 関係団体調査における課題

令和2年に実施した田原本町障害者計画策定のための関係団体調査結果における、主な意見は次の通りです。

<b>①関係団体・サービス事業所が抱える課題</b>
<b>【人材不足・人材育成への課題】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○慢性的な人材不足が続き、サービス拡充が出来ない。</li><li>○重度な方への対応ができる職員の確保や、人材育成への取り組みが難しい。</li><li>○医療的ケアが必要な利用者への対応として、看護師・医療的ケア可能な介護員が必要となっている。</li><li>○資格が必要なことが多いので、研修会や講習会に参加する必要がある。</li></ul>
<b>【ヘルパー・利用者の高齢化】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ヘルパーの年齢層が上昇してきている。</li><li>○利用者が高齢になり、介護保険との併用ケースが増え、手続き等が煩雑になっている。</li></ul>
<b>【経営が困難、賃金が不十分】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○現在雇用中の職員に一般企業並みの賃金が支払えない。（更なる人材不足へ繋がる可能性も）</li><li>○賃金改善を行うための収入が足りない。</li><li>○人件費・施設準備の費用を捻出することが至難。</li><li>○作業工賃の向上が必要。</li></ul>
<b>【相談について】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○障害者等相談支援事業の充実を。</li><li>○相談支援体制の構築において、基幹型窓口、委託事業所、他の計画相談事業所との機能や役割分担などの共通認識づくりが必要。</li></ul>
<b>【不足しているサービス・支援】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○リハビリ訓練が潤沢に受けられる所が必要。</li><li>○学習支援が受けられる場所が必要。</li><li>○就労面以外での問題(生活、金銭等)への支援を行う体制が足りていない。</li><li>○自立訓練によって利用者の身体機能・生活能力の向上を図り、地域・家庭での生活に寄与することだけでなく、ニーズの高い就労（復職・就職）に向けた支援を図ることが課題。</li></ul>
<b>【夜間・休日等への対応】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○急性期患児が多い場合の対応。（夜間や休日）</li><li>○常時、つきっきりに出来ない為、家族の希望に添えない場合がある。</li><li>○夜間の人工呼吸器装着児の受け入れ。</li></ul>
<b>【新型コロナウイルスに関して】</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○コロナの影響が長期化している中で、いかにして社会生活への復帰を想定した訓練等の活動を展開して行くべきかが課題。</li><li>○コロナ禍において、仕事の安定的受注が出来ていない。</li><li>○三密を避けるため集団で行動することができず、放課後等デイサービスの活動内容が個々を中心としたものに偏ってきている。</li></ul>



### **【その他の意見】**

- 待機していただいている方が多数おられ、すぐに利用していただくことが難しい。
- 重度な障害をお持ちの方の、事業所外での活動やイベントなどへの参加自体が困難。（突発的な動きや大声、問題行動等が多々あるため）
- 虐待・貧困などの複雑な問題を抱えたケースでは、サービスによっては手続きに時間がかかる。
- レクリエーション実施の際、障害別や年代別によってニーズや関心が異なるため、開催形態・実施方法が難しい。
- 幼児療育教室で療育的側面の充実と、参加者同士の身近で自然な交流を図ることとの兼ね合いに苦慮している。
- 地域の方々に理解いただけていないことも多く、活動するうえで制限しなければならないこともある。
- 障害児計画相談について、更新時期とモニタリングの時期が重なり負担が大きい。もう少し、時期をずらしてもらいたい。
- 新規施設等建設時は、施設周辺の住民理解が大変困難になるだろう。

## **②利用者が抱える課題**

### **【高齢化】**

- 利用者の高齢化が進行している。
- 介護者が高齢化しつつあり、先行きの不安の声がある。（入所先等）

### **【経済面】**

- 年金生活での金銭面が不安。

### **【相談・情報提供】**

- 地域コーディネーターの存在が不明確。支援学級の先生に「地域コーディネーターとは何ですか?」と言われたことや、「スクールカウンセラーは不登校の子どものみ対応している」と言われたことがある。
- 障害があることで、学校で上手くいってない子供について相談できる窓口がない。
- 教育機関と福祉機関の連携が望まれる。
- 中学校に上がったとき、実際に受けられるサービスがない。（わからない）
- 学校に関しての情報が少ない。

### **【将来への不安】**

- 現在の家で暮らしていけるのかが不安。
- 医療的ケアが必要になった時の不安や心配がある。
- 今後、親の介護が必要になった場合の対応。（金銭面も含め）

### **【親亡き後】**

- 今後の自立、親亡き後のためにグループホームを必要としている方が多いのではないかと。
- 親亡き後、利用者が安心して生活できるケアが必要。

### **【介助者への支援について】**

- 高齢の障がい者を介護する高齢の家族への支援が必要。

### **【交通・移動・外出支援】**

- 駅まで出る手段がなく、通院などが億劫になる。
- 通勤の不安。（親が車の運転が出来なくなった場合等）
- 最寄り駅から遠い場合、通勤時に利用できる福祉サービスがないので保護者の送迎が必要になり、負担が大きい。
- 就労支援B型事業所の送迎があれば利用しやすい。

### **【不足しているサービス】**

- 身近に診てもらえる精神科がない。（児童ならリハビリセンターがあるが、成人はない）
- 児童発達支援の事業所がどこも待機待ちの状態、順番が回ってくるまでに時間がかかってしまう
- 家族がお世話できない状況（入院や泊を伴う外出等）で本人を同行させることが困難なときの緊急的な対応が難しい。
- 通院しなくなった等で受給者証が交付されなくなったが、まだ少し療育が必要と思われる子どもの受給者証交付の緩和が必要。（医師の診断書だけでなく、その他関係機関の意見も取り入れられれば良い）
- 福祉サービスの利用手続きが分かりにくい。
- 障がい児・者が参加できる、スポーツや文化教室がない。
- 福祉サービス事業所以外に、地域で安心して過ごせる交流できる場所・理解者（サポーター）が少ない。

### **【新型コロナウイルスに関して】**

- 感染症が心配で家から出れない。
- 新型コロナウイルス感染症に罹患した際の障がい者の受け入れ先はあるのか不安。
- コロナの影響で求人が減っており、一般就労の選択肢が少ない。

### **【ケース例】**

- 障害のハンディキャップにより就労機会に恵まれず、稼得能力が低いため、家族の扶養や生活保護等に頼らざるを得ず、自立した生活の確保が困難な利用者もいる。
- 自立訓練終了後の地域での生活に対する不安があり、一般住宅ではなくサービス付き高齢者住宅や社会福祉施設、老人保健施設に入居せざるを得ないケースもある。

### **【その他の意見】**

- 地域生活の中で、自身が全力で楽しく取り組めることが必要。
- 利用されているサービスや事業所が、利用者に合っているのか分からない。
- 精神障害への偏見から賃貸住宅の契約が困難。

### ③今後望まれるサービス

#### 【必要なサービス】

- 各サービスに当てはまらず、サービスを利用できないで困っている方がいる。
- 突発的な事案に対し、規定を取り払ったようなサービスがあれば、いつも利用している事業所でサービス提供が出来て安心。
- 65歳以上になったときの介護保険と福祉サービスの連携。
- グループホームの拡充。
- 障害者雇用の拡大、就労支援サービスの拡充。就労先・中間的就労先の確保。
- サポーターの養成等、企業や住民向けに障害者理解を深めるための啓発周知活動。
- 通学、通勤の送迎サービス。
- 不登校気味の子どもを学校まで送ることができるような移動支援が使えると良い。
- 学校等への送迎時、利用者様の状態や家庭事情によっては行動援護や移動支援の利用を認めてほしい。
- 町作成の福祉サービス内容や手続きが一覧できる分かりやすいパンフレットが必要。

#### 【サービス提供に関して】

- 支援提供の際の「支給量・時間数」は必要であると理解しているが、自分の家で暮らしていく生活を少しでも叶えていけるよう「必要量」の支援を行っていきたいと考えている。
- 利用者からの多様なニーズに対する柔軟な対応が必要。
- サービスを提供するうえでの「良い人材の確保」にはそれなりの給料を出したいが難しい。

#### 【将来の不安に対する支援】

- 重度・軽度の障害を問わず、多数の方が抱えている「現在の家で暮らしていけるのか」という不安に対する支援。
- 親亡き後、65歳以降の住処についての不安がある。
- 児童発達支援の事業所を増やしてほしい。
- 相談支援事業所を増やしてほしい。

#### 【経済面】

- 収入保障をしっかりと。障害者年金を生活保護並みに引き上げてもらいたい。
- 就労が困難な方も多く、障害年金だけの収入では厳しい部分があると思われる。

#### 【災害時】

- 福祉避難所は複数整備されているが、障がい者を受け入れることができる災害時緊急避難所が大きく不足している。整備してほしい。

#### 【その他の意見】

- 高齢者、障がい者、学生等が、共同して生活できるまちに。
- 農業・福祉の連携。
- 高齢福祉分野、生活困窮者支援との連携強化等、福祉分野以外の多様な関係者とのネットワーク構築のための取り組みが必要。

## 第3章 障害者施策の考え方

### 1. 基本理念

---

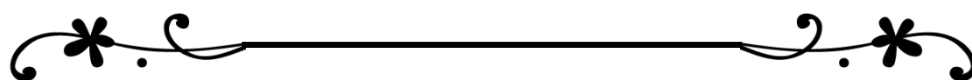
障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として、一人ひとりが大切にされ、ともに生きる社会の実現をめざし、第3次田原本町障害者計画においては、「自立の支援」と「ともに生きる」を基底に、『一人ひとりを大切にともに生きる社会』を基本理念として障害者福祉を推進してきました。

本計画においても、『一人ひとりを大切にともに生きる社会』を基本理念とし、田原本町在住のすべての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるやさしさあふれるまちづくりを推進します。



# 一人ひとりを大切に

# ともに生きる社会



### 2. 基本目標

---

基本理念である『一人ひとりを大切にともに生きる社会』の実現に向けて、以下の5つの基本目標を設定します。

#### 基本目標Ⅰ 地域で自立した生活を送るために

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた、適切なサービス利用を支援します。また、保健・医療・福祉・介護等で連携し、包括的なサービス提供を行います。

また、判断能力が不十分な状態になっても、日常の金銭管理やサービス利用支援、あるいは財産管理などの権利擁護支援を図ります。

## 基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばすために

乳幼児期における発達障害など、障害の早期発見・早期療育への取り組みを推進します。

また、障がいのある子ども一人ひとりの状態やニーズに応じてきめ細かな教育・療育支援を行えるよう、関係機関等との連携を図り、特別支援教育の充実や進路指導の充実に努めます。

## 基本目標Ⅲ 地域社会への参加・雇用を促進するために

関係機関や事業所等と連携し、雇用に向けた企業への働きかけや一般就労への取り組み、職業教育や訓練などを行い、障がいのある人の自立のために重要な就労支援の充実に努め、就労を通じいきいきと生活できるよう支援します。

また、スポーツやレクリエーション、文化活動などの生きがいの充実につながる活動を推進するとともに、外出支援を推進します。

## 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境をつくるために

障害の有無にかかわらず、誰もが安全に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を進めます。

また、障がいのある人が消費者被害などの犯罪にまきこまれないよう、地域ぐるみの消費トラブル等防止に努め、大規模地震などの災害時の避難や安否確認のための体制づくり、避難所生活支援などの防災対策を進めるなど、地域における防犯・防災体制の充実に取り組みます。

## 基本目標Ⅴ とともに生き支えあう地域をつくるために

障害や障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、人権意識を高め差別の禁止や虐待防止を進め、障害の有無にかかわらず、ともに生活し、活動できる社会の実現をめざします。

また、日頃からの地域における交流を促進し、支援を必要とする障がいのある人とその家族を見守り、緊急時には支えることができるよう、支えあい、助けあいの活動を推進します。

### 3. 施策体系

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために、次のような施策の展開を図っていきます。

基本理念	基本目標	施策の方向	施策
一人ひとりを大切にともに生きる社会	I 地域で自立した生活を送るために	1 生活支援サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実
			② 情報提供体制の充実
			③ 相談支援体制の充実
			④ 権利擁護体制の推進
			⑤ 家族介助者への支援の充実
		2 保健・医療サービスの充実	① 健康づくりの推進
			② 保健・医療・福祉・介護の連携
			③ 精神保健・医療の提供
	④ 難病・医療の情報提供		
	II 子どもの生きる力を育み伸ばすために	1 障害の早期発見・早期療育	① 障害の予防と早期発見
			② 療育・訓練等支援体制の充実
		2 保育・教育の充実	① 就学前児童の保育・教育の充実
			② 学校教育の充実
		3 休日や放課後の生活の充実	① 遊び場や居場所づくりの推進
			② 豊かな体験や交流機会の充実
	III 地域社会への参加・雇用を促進するために	1 雇用・就労の促進	① 雇用機会の拡大
			② 就労支援体制の充実
		2 生きがい活動の促進	① 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
			② 社会活動の場への参加促進
	IV 安心して暮らせる環境をつくるために	1 住みよいまちづくりの推進	① 人にやさしいまちづくりの推進
			② 外出の支援の充実
			③ 住宅環境の整備
		2 防犯・防災対策の推進	① 防犯対策の推進
② 防災対策の推進			
V とともに生き支えあう地域をつくるために	1 障がいのある人の理解の促進と人権の尊重	① 啓発・広報活動の推進	
		② 人権教育・福祉教育の推進	
	2 虐待の防止	① 虐待の防止と対応体制の構築	
	3 地域でのふれあい、支えあいの推進	① ふれあいの機会の充実	
		② ボランティア活動の促進	

### 基本目標Ⅰ 地域で自立した生活を送るために

#### 【基本目標Ⅰ 現状と課題】



##### アンケート結果より

- 家族以外に相談したことがない理由として、「どこに相談したらいいかわからない」が45.5%と最も多い。(児)
- 各種福祉サービスが「足りないと思う」と回答された方は、障がい児アンケートでは55.9%、障がい者アンケートでは29.0%。(児・者)
- 障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるために必要なこととしては、「年金・手当、医療費の助成など、経済的な生活援助を充実する」が最も多い。(者)
- 介助者として、他の人に代わってもらえると助かることは、「子育て／介助をしている人が病気になった時の介助」が最も多い。(児・者)



##### 関係団体調査より

- 福祉サービスの利用に送迎が必要になり、負担が大きい。
- 各サービスに当てはまらず、サービスを利用できないで困っている方がいる。利用者からの多様なニーズに対する柔軟な対応が必要。
- 町作成の福祉サービス内容や手続きについての分かりやすいパンフレットが必要。
- 65歳以上になったときの介護保険と福祉サービスの連携が必要。
- 新型コロナウイルス感染症に罹患した際の障がい者の受け入れ先があるのか不安。



##### 策定委員会より

- 経済的支援をしっかりと行うことが重要。障がいのある方の経済面の充実と生活の質はリンクする部分大きいと思う。
- 障害特性に応じた施設・設備や相談先が少ないことが課題。求めるサービスを選んで、自己決定できる体制が必要。
- 緊急時の預かりへのニーズが高い。そういった支援は安心にも繋がるだろう。
- 介助者が高齢になった際や、障害が重度化して介助できなくなったときのことへの不安が大きい。
- 長期入院されている方や障害者手帳は持っていないが困りごとを抱えている方など、アンケートで意見を伺いにくい方のニーズ把握もしっかりと行うことが重要。誰一人取り残さない支援を。

## 施策の方向1 生活支援サービスの充実

本町では、利用者のニーズに応じた各種サービスを実施しており、情報提供に関しては、窓口での対応のほか、「広報たわらもと」やホームページ・パンフレットの活用により、制度改正等に関する情報の提供を行うとともに、聴覚障がいのある人に対する手話通訳の派遣などの支援を実施しています。

相談体制については、窓口での対応のほか、各種関係機関等において、それぞれの分野に対応した専門的な相談に応じています。また、複雑化・複合化する相談内容やニーズに対応するため、高齢・障害・子ども・生活困窮等の相談を包括的に支援する重層的相談支援体制を構築し、総合的な相談体制の充実に取り組んでいます。

権利擁護体制の推進については、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用促進を図ってきました。

今後は、相談窓口のさらなる周知や障がいのある人へのサービス等のわかりやすい情報提供に努めるとともに、関係機関等との連携を強化し、障がいのある人へのサービスの充実はもちろんのこと、見守りも含めた障がいのある人のみならず、障がいのある人を支える介助者家族に対する生活支援サービス及び相談体制の充実に努めていきます。

### 施策① 障害福祉サービスの充実

取り組み	内容
障害福祉計画に基づくサービスの提供	○障がいのある人が、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、サービス事業所や関係機関等と連携し、サービスの量の確保に努めます。
利用者一人ひとりの実情に応じた支給決定の推進	○障がいのある人に適したサービスの利用促進を図るため、審査会における障害支援区分の適切な認定を行うとともに、利用者一人ひとりの実情に応じて必要な支給決定に努めます。
各種手当制度等の周知	○障がいのある人、特に障がいのある子どもの成長・発達とともに、利用できる手当制度も変化していくため、関係各課と連携し、窓口や広報紙等による情報提供に努めます。
磯城郡地域自立支援協議会等障害者団体との連携強化	○障がいのある人に対する保健・福祉・医療・教育などのサービスに関する全体調整機関として、磯城郡地域自立支援協議会を開催し、地域課題の解決にむけて、関係機関との連携を強化します。



## 施策② 情報提供体制の充実

取り組み	内容
サービスや制度についての周知	○障害福祉サービスをはじめ障害福祉に関する情報については、広報たわらもとやホームページ、チラシ、パンフレットなどで周知していますが、住民が必要な情報をわかりやすく入手できるように、障害の特性に応じた提供に努めます。また、相談窓口に関する必要な情報が得やすくなるように、ホームページや障害福祉に関する案内の見直しを行います。

## 施策③ 相談支援体制の充実

取り組み	内容
総合相談体制の構築	○障がいのある人の生涯を通じて、継続的・総合的に支援できるように、保健所等奈良県の相談関係機関、相談支援センターや地域包括支援センター等、様々な相談機関との連携を強化するとともに、関係課との連携強化を図ります。
ニーズ把握ときめ細かな相談支援	○障がいのある人に適切な支援が行われるよう、サービス利用計画の作成を進めます。 ○保育所、幼稚園、学校等福祉・保健・医療等との連携によるニーズの把握ときめ細かな相談支援を行うため、一人ひとりの記録ファイルの作成について検討します。
関係機関との連携	○障がいのある人やその家族について適切な支援を行えるよう、磯城郡地域自立支援協議会において、困難な事例等のケース検討や事業者連携等の対応を検討・推進していきます。

#### 施策④ 権利擁護体制の推進

取り組み	内容
日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)の 利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が十分でない障がいのある人などが安心して生活できるよう、金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助等の支援を行う日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を推進します。</li> <li>○各関係機関と連携しながら、周知や利用促進につなげていきます。</li> </ul>
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活支援事業に位置づけられた「成年後見制度利用支援事業」についての周知を図り、利用を促進します。</li> <li>○制度の適切かつ円滑な利用ができるよう、関係機関と連携した申立支援の充実に努めます。</li> <li>○成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて、利用促進のためにどのような役割分担が必要か、効率・効果的な方法について関係者間での協議を進めます。</li> </ul>

#### 施策⑤ 家族介助者への支援の充実

取り組み	内容
家族介助者の健康状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の家族に対する支援についての相談等、相談支援センターや町担当課の窓口での相談に対応する際に、家族介助者の健康状態についても把握するなど、トータルでの支援の充実に努めます。</li> </ul>
家族同士の交流や情報交換の 機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族介助者が悩みを相談したり、介助等についての情報交換や交流を図れるよう、家族介助者同士の交流の機会づくりを支援します。</li> <li>○高次脳機能障害や発達障害、ひきこもりなどの当事者組織あるいは家族介助者の会づくりを支援します。</li> </ul>
福祉サービス等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族介助者等の心身の負担を軽減するため、障害福祉サービス等の情報提供を図ります。</li> <li>○家族介助者の心身の負担の軽減を図るため、短期入所や日中一時支援等サービスの確保・充実に努めます。</li> </ul>

## 施策の方向2 保健・医療サービスの充実

本町では、健康診断や各種検診の実施や、「健康たわらもと21・田原本町食育推進計画」に基づき、住民一人ひとりの主体的な健康づくりと食育を一体的に推進しています。また、「田原本町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」では、高齢者が元気で生涯にわたって活躍できるよう住民一人ひとりの健康づくりの意識の改善をはじめ、様々な健康課題の解決や疾病予防の推進に取り組んでいます。

特定健診の受診率が低いことや思春期・壮年期への対策や相談・支援体制が不十分であるといったことが課題となっています。

今後は、65歳以上の障がいのある人も増加していることから、介護保険に関連する機関等との連携強化を図っていきます。

### 施策① 健康づくりの推進

取り組み	内容
生活習慣病の予防・早期発見の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣病の予防を推進するため、特定健康診査・特定保健指導の周知と利用促進を図ります。</li> <li>○特定健診の受診状況や結果を基に、生活習慣病予防に関する対策を検討します。</li> <li>○保健指導の対象にならないリスクの高い人に対する対策について、関係課と連携を図り進めていきます。</li> </ul>
関係課との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの課が把握している健康課題等について共有し、その対策を検討する機会を定期的に持つことを検討します。</li> </ul>
こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思春期や壮年期など、こころの健康づくりが特に必要な年代を中心に、こころの健康づくりの呼びかけを進めるとともに、安心して悩みなどを相談できる体制づくりを進めます。</li> </ul>
ヘルスケアプロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の健康増進のため、外出や運動を促す「健幸ポイント事業」と「健幸運動教室」を推進し、住民の健康づくりの意識の向上を図ります。</li> </ul>

## 施策② 保健・医療・福祉・介護の連携

取り組み	内容
医療・リハビリテーション体制の充実	<p>○障害及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するため、ケースに応じて関係機関・関係課と連携を進めます。</p> <p>○医療的ケアを必要とする方が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、対象者への情報提供、関係機関との連携に努めます。</p>
医療費の助成	<p>○重度心身障がいのある人に対する医療費助成など、障がいのある人が安心して適切な医療を受けられることができるよう、現行制度を基本に、障がい者数や助成額を把握しながら適正に運営していきます。</p> <p>○身体機能の日常生活能力回復のための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の医療費を支給します。</p>
介護保険制度との連携	<p>○要介護等認定を受けた障がいのある人に対する、適切なサービス提供やスムーズなサービス移行に向けた、介護保険制度に関わる関係機関との連携に努めます。</p>

## 施策③ 精神保健・医療の提供

取り組み	内容
精神保健福祉相談の充実	<p>○保健所等の関係機関と連携を図りながら、心の健康づくり、精神障害者相談支援委託事業所等の相談窓口の周知に努めます。</p>
精神科救急医療相談電話の周知	<p>○精神疾患のために緊急の医療が必要になった場合、専門の精神科医や精神保健福祉士が、相談内容に応じて緊急医療の必要性の判断や、医療機関案内や適切な助言を行う県の精神科救急医療情報センター（電話：0744-29-6010）の周知に努めます。</p>
磯城郡精神保健福祉講座の周知	<p>○精神障がいのある人や、そのご家族が安心して暮らせるまちづくりをめざして毎年開催されている磯城郡精神保健福祉講座の周知を図り、住民の精神障害についての理解を深めるよう努めます。</p>

#### 施策④ 難病・医療の情報提供

取り組み	内容
難病の方への福祉サービス利用の周知	○日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある難病の方が福祉サービスを受けられることの周知に努めます。
難病相談支援センターの周知	○難病患者の方やそのご家族の方からの病気や生活などの悩みや不安の相談窓口である県の難病相談支援センター（電話：0743-55-0631）の周知に努めます。



第 29 回田原本町心身障害者・児作品展より

## 基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばすために

### 【基本目標Ⅱ 現状と課題】



#### 現状データ等より

- 18歳未満の療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が、令和元年では平成27年と比べて増加している。
- 第3次障害者計画の各施策の達成度評価において、「休日や放課後の生活の充実」の評価点が54.3点と、施策の方向として2番目に低い評価となっている。



#### 関係団体調査より

- 障害があることで、学校で上手くいってない子供について相談できる窓口がない。
- 幼児療育教室で療育的側面の充実と、参加者同士の身近で自然な交流を図ることとの兼ね合いに苦慮している。
- 教育機関と福祉機関の連携が望まれる。学校に関しての情報が少ない。
- 不登校気味の子どもを学校まで送ることができるような移動支援の利用ができると良い。



#### アンケート結果より

- 障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるために必要なこととしては、「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を進める」が最も多い。(児)
- 特に充実が必要だと思われる施策やサービスは、「自立に向けた専門的な教育の充実」や「地域における療育、リハビリテーション体制」といった教育・療育と、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」。(児)

### 施策の方向1 障害の早期発見・早期療育

本町では、障害の予防や早期発見・早期対応を図るため、乳幼児の健康診査、健康相談等を実施しています。健診では、言葉の遅れだけではなく、発達障害の疑いのある子どもが増加し、療育を必要とする子どもや早期療育を希望する保護者の増加から、専門医療機関の訓練や児童発達支援センターでの療育の待機者が増えています。

今後は、健診や相談後の要経過観察児の家庭での成長・発達を促す親のかかわり方が充実していけるような相談・支援について検討していきます。

また、自己負担がある検査については、検査の必要性の啓発とともに、公費負担の体制づくりについても検討していきます。

## 施策① 障害の予防と早期発見

取り組み	内容
乳幼児期の疾病の予防・障害の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○疾病の予防と障害の早期発見、母親の育児不安や虐待の予防などを目的に乳幼児健診を実施します。</li> <li>○新生児聴覚スクリーニングの普及に努めるとともに、発達障害の児童への対応やスクリーニング体制の充実に努めます。</li> <li>○マタニティ教室などを通し、妊娠や出産などに関する正しい知識の普及とともに、妊婦健康診査の受診勧奨を図ります。</li> </ul>
乳幼児期保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師など専門職員による、健康診査・相談指導・家庭訪問事業などを推進し、疾病などの早期発見、早期治療に努めるとともに、保健指導の強化を図ります。また、乳児期前期からの保健指導・健康教室を充実させ、相談しやすい機会づくりを行います。</li> </ul>

## 施策② 療育・訓練等支援体制の充実

取り組み	内容
発達支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達の遅れ、疾病や障害の疑いのある乳幼児、育児に不安を持つ親に対する相談・指導、1歳6か月健診後のフォロー教室などの発達支援事業を推進します。</li> <li>○専門医療機関や児童発達支援センター等関係機関との連携を深め、乳幼児期から学童期を見通した支援事業の展開に努めます。</li> <li>○障がい乳幼児が利用する児童発達支援事業との連続性を持った支援を展開できるよう、連携の強化を行います。</li> </ul>
相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師、発達相談員による「すこやか子ども相談」や「発達相談」「養育支援訪問事業」を実施するとともに、「赤ちゃん体操教室」などを開催するなど、相談・指導の充実に努めます。また、健診や相談時、親が学べる機会を設けるように努めます。</li> <li>○感染症予防の観点から、個別化や人の行き来が制限されるなかでも子どもの発達にとって大切な時期を逃さぬよう、相談体制の充実拡大が求められるため、個別化によっても対応できる体制整備を行います。</li> </ul>

取り組み	内容
一貫した発達支援体制の構築	<p>○乳幼児期から学童期・思春期まで一貫した療育により、障がいのある子どもの健康の維持・増進、障害の軽減・緩和を図るため、発達支援センターとも連携しながら、一貫した発達支援体制の構築に努めます。</p> <p>○連続性を持ったとぎれない支援を実施できるよう、行政・教育機関・児童発達支援事業所など機関の間で連絡連携体制を構築していきます。</p> <p>○保育所、幼稚園、学校等と福祉・保健・医療等との連携によるニーズの把握ときめ細やかな相談支援を行うため、一人ひとりの障害の状況や特性、サービス利用の記録等ファイルの導入を検討します。</p>
関係者・保護者の研修等の充実	<p>○療育に関する知識を深め、療育効果を高めるため、関係療育指導機関等の連携により、療育指導の充実に努めます。また、関係機関と連携し、障がいのある子どもたちの理解と発達について、また家庭療育・専門療育の意義と効果についての研修等の場を設けます。</p>

## 施策の方向2 保育・教育の充実

本町の保育所や幼稚園では、障がいのある子どもの受け入れを行っていますが、発達障害など支援が必要な子どもが増加しています。

小・中学校では特別支援学級等、障がいのある子ども・生徒の教育に取り組み、学童保育においても障がいのある子どもの受け入れを実施するなど、統合保育・教育に努めています。

また、保育所・幼稚園への巡回相談は定期的を実施し、保護者の希望や了解を得ている児童を対象に関係機関が連携し、発達課題を共有して児童の保育・教育を実施しています。

今後は、医療・療育・相談機関等関係機関との連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた保育・教育を推進します。

### 施策① 就学前児童の保育・教育の充実

取り組み	内容
統合保育・教育の推進	<p>○通所・通園と集団生活が可能な障がいのある子どもをできる限り保育所、幼稚園に通わせ、遊びや生活をともにする統合保育・教育を推進します。</p>



取り組み	内容
個々の障がいのある子どもに応じた保育・教育の実施	<p>○個々の子どもの障害の程度に応じた保育・教育を推進するため、発達相談員や保健師による巡回相談を実施します。また、発達検査等の結果をもとに、保健と福祉・教育との連携を図ります。</p> <p>○障がいのある子どもの受け入れにあたり、施設・設備の改善等に努めます。</p>

## 施策② 学校教育の充実

取り組み	内容
就学指導の実施	○医師、学識経験者、教育関係者等による田原本町就学指導委員会を中心に、心身に障害を有する幼児・児童及び生徒に適切かつ適正な就学指導等を実施します。
特別支援教育の推進	○障がいのある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、「個別の教育支援計画・指導計画」に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。
教育相談・指導の充実	○教育相談・指導にかかわる教職員等の研修の充実に努めるとともに、障がいのある子どもに対する専門的な相談・指導機関との連携を強化するなど、教育相談・指導内容の向上に努めます。
進路保障の充実	○一人ひとりの生徒の障害の状況や意向に応じた適切な進路を保障するため、県教育委員会、労働・福祉関連部門等との連携の充実に努めます。
医療的ケアを必要とする子どもへの対応の充実	○医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校生活等を送ることができるよう、医療機関との連携や研修の実施などの取り組みに努めます。
教育施設・設備の改善	○障がいのある子ども・生徒がより適切な環境の中で教育を受けることができるよう、随時、学校施設・設備の改善を図ります。

## 施策の方向3 休日や放課後の生活の充実

本町では、障がいのある子どもの放課後等の日中活動の充実を図っています。放課後等デイサービス事業の利用者数や給付費は増加がつついています。

また、地域でのスポーツ・レクリエーション機会の提供をしていますが、付添者や交通手段の確保が難しいことや障がいのある人に対応した教室や指導者が不足しています。

今後は、放課後等デイサービス事業のサービス内容の充実に努めるとともに、障がいのある子どもの安全で安心な居場所の確保と体制の整備を図ります。

### 施策① 遊び場や居場所づくりの推進

取り組み	内容
学童保育の促進	○学童保育への障がいのある子どもの受け入れを促進します。
放課後の子どもの居場所づくり	○放課後等デイサービス事業の活用により、放課後等の障がいのある子どもの日中活動の充実を図ります。
地域との連携の推進	○週末等の安全で安心な子どもの居場所づくりと、地域の人々との交流の場づくりの促進にむけて、店舗や空き家などの有効活用などハード面の充実にむけた現状の課題整理に努めます。 ○サロンや託児、外出支援などで、制度の枠にとらわれずに住民同士が支えあえる仕組みづくりや住民主体の小地域福祉活動を促進します。

### 施策② 豊かな体験や交流機会の充実

取り組み	内容
体験学習の推進	○障がいのある子どもが、地域の中で豊かな体験や交流が図られるよう、体験学習等参加しやすい事業の推進に努めます。
スポーツ・レクリエーション機会の提供	○地域でスポーツに親しんだり、交流を深めるための機会の充実を図ります ○町内の公共施設や運動設備等も活用したスポーツやレクリエーションの機会を提供します。

## 基本目標Ⅲ 地域社会への参加・雇用を促進するために

### 【基本目標Ⅲ 現状と課題】



#### 現状データ等より

- 第3次障害者計画の各施策の達成度評価において、「雇用・就労の促進」の評価点が56.7点と、施策の方向として3番目に低い評価となっている。



#### アンケート結果より

- 障がいのある人が働き続けるためには「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が必要という意見が多い。(者)
- 「進学や訓練、就職など進路のこと」を心配に思っている方が多い。(児)
- 外出時に困ることのソフト面としては、「人との会話が難しい」「いじめや意地悪をされるのがこわい」が多くなっている。(児・者)



#### 関係団体調査より

- ニーズの高い「就労（復職・就職）」に向けた支援を図ることが重要。
- コロナの影響で求人が減っており、一般就労の選択肢が少ない。
- 障害者雇用の拡大、就労支援サービスの拡充、就労先・中間的就労先の確保、作業工賃の向上が必要。
- コロナの影響が長期化している中、社会生活への復帰を想定した訓練等の活動を展開していくことが重要。
- 障害の程度によって、活動やイベントなどへの参加が困難な事例がある。
- 障がい児・者が参加できる、スポーツや文化教室がない

### 施策の方向1 雇用・就労の促進

障がいのある人が、働くことを通じて経済的基盤を確立し社会参加を図ることは、生活の喜びを得るとともに個人の尊厳を保つ上でも重要です。

障がいのある人の雇用については、障害の特性や状態に応じて多様な機会の確保が必要ですが、障害の種類により職種が限定されることや、短時間就労のニーズに対応する企業が少なく、民間企業における雇用はなかなか進んでいないのが実情です。

令和2年に実施した「田原本町障害者計画策定のためのアンケート調査」によると、障がいのある人が仕事に就くために必要な支援は、「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が多くなっています。

今後は障がいのある人が安心して就労できるよう相談体制のより一層の充実を図るとともに、就労後も継続して訓練や指導ができる仕組みづくりを検討します。

## 施策① 雇用機会の拡大

取り組み	内容
障害者雇用に関する啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民や事業主等が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう啓発に努めます。</li> <li>○ハローワーク等と連携し、企業に対して障害者雇用に関する各種助成制度等の周知を行います。</li> </ul>
雇用率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田原本町役場における障がいのある人の雇用率の向上に努めます。</li> <li>○民間企業等に対し、障害者雇用率の向上を目的として、広報やポスターを活用し、雇用にかかわる助成制度等を含めた各種制度や情報の周知に努めます。</li> </ul>
授産製品やサービスの活用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の雇用や福祉的就労の促進を図るため、田原本町役場の印刷業務や清掃サービスの発注、障害者施設が供給する物品等の調達を積極的に行います。また、福祉施設などの製品の紹介やPRに協力するなどの支援について検討します。</li> </ul>

## 施策② 就労支援体制の充実

取り組み	内容
障害者就労支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や就労支援、職場定着支援など、障がいのある人の就労を総合的に支援します。</li> </ul>
就労相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人やその家族に対しての相談窓口となっている、「なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう」（電話：0744-43-4404）の周知に努めます。</li> </ul>

## 施策の方向2 生きがい活動の促進

本町では、図書館事業として大活字本や朗読CDなどの収集を行い、対面朗読について体制を整備しています。

また、来館が困難な利用者のためにデイジー図書の郵送貸出を実施しており、今後も継続した広報活動を行い、周知徹底と利用促進を図ります。

様々なイベントや講演会開催時及びスポーツ教室開催時には施設内の安全確保と体制整備に努めます。

## 施策① 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

取り組み	内容
図書館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、大活字本、朗読CD、マルチメディアデジ ー図書等幅広い種類の資料収集を行い、読書活動を支援 していきます。</li> <li>○郵送貸出や対面朗読について周知を図り、来館が困難な 利用者の読書環境の充実に努めます。</li> </ul>
イベントや講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が芸術・文化にふれ、より住民に喜ばれ生きがい が感じられるよう、今後もイベントや講演会の開催を進め ます。</li> <li>○聴覚障がいのある人も参加しやすいよう、講演会などに 手話通訳や要約筆記などの導入を図ります。</li> </ul>
スポーツの活動への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が参加できるスポーツ教室の開催につい て検討します。</li> <li>○スポーツ推進委員の学校訪問による障がい児支援を、引 き続き行います。</li> </ul>

## 施策② 社会活動の場への参加促進

取り組み	内容
政策・方針決定の場への参画 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「音訳広報たわらもと」の作成・配布等、町政の情報提 供を充実するとともに、審議会、委員会等、政策・方針 決定の場への積極的な参加を推進します。</li> <li>○会議資料の点訳・音訳化、会議での手話通訳・要約筆 記、イヤホンの整備等、討議への参加支援に努めます。</li> <li>○ボランティアの養成講座を開催し、音訳ボランティアの 育成を行います。</li> </ul>

## 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる環境をつくるために

### 【基本目標Ⅳ 現状と課題】



#### アンケート結果より

- 外出時に困ることのハード面として、「車の通行時などに危険を感じる」や「道路や建物の段差などが移動しにくい」が多くなっている。(児・者)
- 火事や地震などの災害が発生したときに「ひとりでは避難できない」と回答した方は、42.7%。(者)
- 災害時に困ることとしては、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」という意見が、障がい児アンケート・障がい者アンケートともに50%以上となっている。(児・者)



#### 関係団体調査より

- 駅まで出る手段がなく、外出が億劫になる。
- 重度・軽度の障害を問わず、多数の方が抱えている「現在の家で暮らしていけるのか」という不安に対する支援が必要。
- 福祉避難所は複数整備されているが、障がい者を受け入れることができる災害時緊急避難所が大きく不足している。整備してほしい。

### 施策の方向1 住みよいまちづくりの推進

本町では、高齢や障害等により移動に制約がある方の外出支援策として、タクシーの初乗り運賃を助成する「タワラモトタクシー利用料金助成事業」を実施しています。

移動に制約があっても、買い物や通院等暮らしに必要な外出が快適にできるよう、引き続き交通環境の整備・充実に努めます。

#### 施策① 人にやさしいまちづくりの推進

取り組み	内容
人にやさしい施設づくりの推進	○駅周辺のまちづくりを推進するにあたり、高齢者や障がいのある人が利用しやすい施設等の整備を検討します。
公共交通機関の確保	○今後も増加する高齢や障害等により移動に制約がある方がいつまでも自分らしい暮らしを楽しめるよう、買い物や、通院などの外出支援を行い、地域公共交通を含めた交通環境の充実と利便性の向上を図ります。
交通安全教育の推進	○高齢者や障がいのある人を交通事故から守るため、警察署と連携し、継続的に交通安全の啓発に取り組みます。

取り組み	内容
補助犬を同伴して施設を円滑に利用できるようにするための情報提供、理解の促進	○障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、理解の促進に努めます。
選挙における投票環境の充実	○投票所出入り口の段差にスロープを設置するなど、投票所において障がいのある人が投票しやすい環境整備に努めるとともに、点字投票や代理投票、郵便等による不在者投票制度などについて、周知し、障がいのある人が選挙に参加する機会を保障します。

## 施策② 外出の支援の充実

取り組み	内容
障害者総合支援法に基づく移動支援及び意思疎通支援事業の充実	○移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく同行援護、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。また、聴覚や言語障がいのある人の情報入手や社会参加を促進するため、手話通訳者の派遣のための体制整備を進めるとともに、要約筆記者の派遣についても推進します。
交通費の助成・割引制度の活用促進	○障がいのある人の移動に関する経済的負担の軽減を図るため、タクシー、鉄道、バス、国内交通、有料道路交通料金等の運賃の割引制度の活用を促進します。
外出支援サービスなどの充実	○一般車両による移動が困難な高齢者等及び身体障がい者を対象に、福祉車両による「福祉有償運送サービス」や福祉タクシー券を提供し、障がいのある人の外出を支援します。
おもいやり駐車場制度の周知	○歩行が困難な障がいのある人、高齢者などが、公共施設を利用する際の駐車場の確保に努めるとともに、必要な方が必要なときに利用できるよう、適切な利用を促進します。ケガなどの理由で一時的に歩行が困難な方も利用できる奈良県おもいやり駐車場制度についても周知に努めます。

### 施策③ 住宅環境の整備

取り組み	内容
障害者総合支援法に基づく住宅改修の支援	○地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改修するにあたっての相談の充実とともに、費用負担の軽減を行います。また、制度についての周知に努めます。
各事業の効果的な運用と利用の促進のための広報活動の充実	○日常生活用具給付事業及び生活福祉資金（住宅整備資金）貸付事業などの効果的な運用と利用の促進を図るため、広報活動の充実に努めます。 ○相談支援事業所や地域包括支援センターなどと連携しながら、生活福祉資金を含めた住宅環境整備に必要な情報を整理し共有していきます。
障害者総合支援法に基づく住居の確保	○障害者総合支援法に基づくグループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスを推進します。

### 施策の方向2 防犯・防災対策の推進

近年、高齢者や障がいのある人への、「悪質業者による健康食品などの電話勧誘」や「訪問販売での住宅リフォーム」などの消費者トラブルがあります。悪質商法を未然に防ぐため、啓発を充実し、消費生活相談の周知を図ります。

令和2年に実施した「田原本町障害者計画策定のためのアンケート調査」によると、災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多くなっており、避難所における障がいのある人への対応や緊急時の医療体制の充実が求められています。

今後は、地域での防災訓練等を通じて、知識の普及だけでなく、実際の行動を確認するとともに、自主防災組織の結成・活動の推進や自治会・民生委員へ災害時要配慮者名簿の提供、福祉避難所の周知等、障がいのある人や高齢者を地域全体で支援していく体制づくりをしていきます。

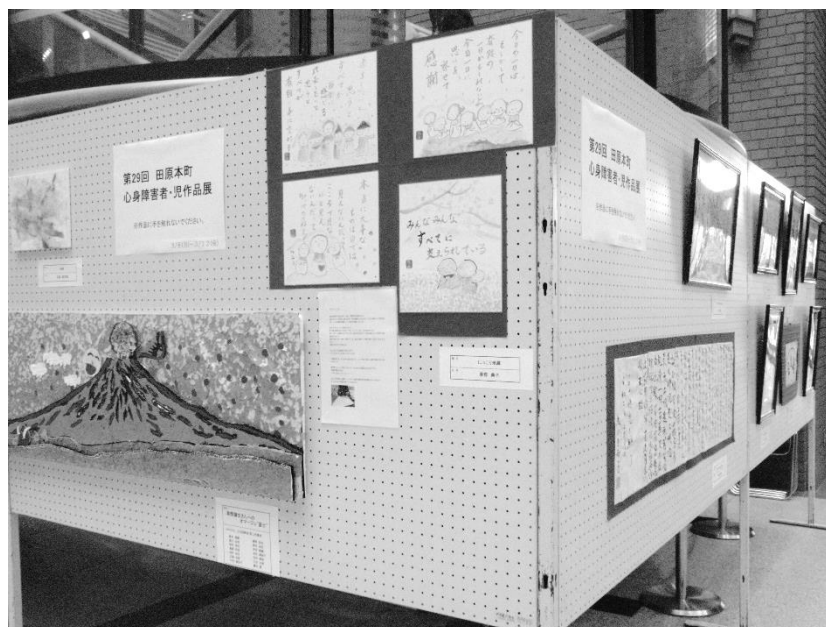
### 施策① 防犯対策の推進

取り組み	内容
消費者被害の防止	○高齢者や障がいのある人などをねらった悪質商法を未然に防ぐため、啓発の充実を図るとともに、消費生活相談の周知を図ります。



## 施策② 防災対策の推進

取り組み	内容
防災知識の啓発	○消防署と連携し、防火・防災知識の普及に努め、消火器の設置、住宅用火災報知器の設置、家具の固定などいのちを守る行動等、防火・防災対策の充実を促進します。
災害等情報の伝達	○広報車による伝達、町ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等により迅速な情報伝達を行います。
防災・避難体制の充実	○関係者に災害時要配慮者名簿を提供することにより、地域全体で災害弱者の避難や安否確認を行い、福祉避難所の周知を図るとともに、災害時要配慮者を対象とした避難所運営についての確認を行います。



第 29 回田原本町心身障害者・児作品展より

## 基本目標Ⅴ ともに生き支えあう地域をつくるために

### 【基本目標Ⅴ 現状と課題】



#### 現状データ等より

- 第3次障害者計画の各施策の達成度評価において、基本目標Ⅴが最も低い評価。特に「地域でのふれあい、支え合いの推進」は41.4点と、施策の方向としても最も低い評価となっている。



#### アンケート結果より

- 障害があることで差別を受けたり、偏見などを感じたことがある方は、障がい児アンケートでは35.6%、障がい者アンケートでは15.2%となっている。(児・者)



#### 関係団体調査より

- 精神障害への偏見から賃貸住宅の契約が困難。
- サポーターの養成等、企業や住民向けに障害者理解を深めるための啓発周知活動が必要。
- 虐待・貧困などの複雑な問題を抱えたケースでは、サービスによっては手続きに時間がかかる。
- 地域の方々に理解いただけていないことも多く、活動するうえで制限しなければならないこともある。



#### 策定委員会より

- 新型コロナウイルスの流行により、現状として「地域でのふれあいや関わり」がほとんどない。

### 施策の方向1 障がいのある人の理解の促進と人権の尊重

本町では、障がいのある人に対する理解を深めるため、また、障がいのある人を含め広く人権に対する理解を深めるため、パンフレットの作成・配布や、「広報たわらもと」への障害福祉や人権に関する記事の掲載、人権週間の行事、福祉教育などを行ってきました。

令和2年に実施した「田原本町障害者計画策定のためのアンケート調査」によると、障害があることで差別等の嫌な思いをした経験がある人は、障がい児調査では35.6%、障がい者調査では15.2%となっており、障がい者調査では前回調査より増加傾向となっています。

今後は、それぞれの障害特性や困りごとに合わせた配慮や方策等を推進し、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を築くため、「広報たわらもと」や町のホームページを活用し障がいのある人への関心と理解を深めるとともに、人権教育や福祉教育の実施方法や内容等を見直し、より一層の啓発活動に努めます。

## 施策① 啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
「広報たわらもと」等の充実	<p>○「広報たわらもと」について、障害や障害福祉に関する関連情報の充実に担当課との連携のもと努めるとともに、誰でも分かりやすく、読みやすい広報紙の作成を進めます。</p> <p>○関係機関と連携して「音訳広報たわらもと」の周知を図るとともに、利用の維持・促進のため、音訳ボランティアの人材確保を図ります。</p>
町ホームページのバリアフリー化	<p>○身体的な特徴等に関係なく、誰でも同じようにウェブで提供されている情報を得られるようにホームページのバリアフリー化を行います。</p> <p>○JIS X 8341-3：2016の等級AA準拠を維持します。</p>
障害者団体による啓発活動の促進	<p>○障害に関して広く住民の理解を深めるため、障害者団体との連携・支援を図り、啓発活動を促進します。</p>
啓発パンフレット等の活用	<p>○随時、町独自のパンフレットや小冊子の作成を充実するとともに、国や県の啓発パンフレット等とあわせて、役場やふれあいセンター等、各種関連施設で配布するなど、住民への啓発・広報の手段として活用を図ります。</p>
「障害者週間」等の普及	<p>○住民の障害に対する理解を深めるとともに、障がいのある人自らも社会参加の意識を高めるため、「障害者雇用支援月間」（9月）や「障害者週間」（12月3日～12月9日）の周知を図ります。</p> <p>○障がいのある人の人権問題も含め、人権に対する住民の意識を高めるため、「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図ります。</p>

## 施策② 人権教育・福祉教育の推進

取り組み	内容
学校教育等における人権教育・福祉教育の推進	<p>○就学前から障害について理解していけるよう、保育所や幼稚園において子どもたちがともに育ちあう保育や教育を進めます。</p> <p>○小・中学校等において、障がいのある人に対する理解と認識を深めるために福祉施設・養護学校と連携しゲストティーチャーを招くなどの体験学習などを進めます。</p>
ボランティア協力校の充実	<p>○福祉教育、ボランティア活動等の実践活動を推進するため、ボランティア協力校の取り組みを促進します。</p>

取り組み	内容
社会教育における福祉教育の充実	○障害や障がいのある人に対する住民の理解を深めるため、人権をはじめ障害にかかわる講座や講演会の開催等、社会教育における福祉教育の充実に努めます。
人権研修の推進	○町職員や教職員に対し、障がいのある人の人権問題に関する研修の充実を図ります。 ○障害福祉サービス提供事業所や介護保険サービス提供事業所の職員に対し、障がいのある人の人権問題に関する研修の実施を働きかけます。 ○家庭・地域・学校・職場等、あらゆる機会を通じ講演会や研修会等を実施し、効果的かつ継続的に意識高揚を図ります。

## 施策の方向2 虐待の防止

平成 24 年に施行された障害者虐待防止法では、国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障がいのある人を雇用する者は、障がい者虐待の防止等に努めなければならないことや、障がい者虐待を発見した者には通報を義務付けるなどの具体的な対策を定めています。

本町では、奈良県で実施されている福祉施設や相談支援事業所などに対する研修会等の案内通知や通報の窓口として、虐待防止センターの設置を行っています。

今後は、住民に対して、どのような事案が障がいのある人に対する虐待になるのかや、虐待を発見した場合の対応方法・相談窓口などの理解や周知に努めます。

### 施策① 虐待の防止と対応体制の構築

取り組み	内容
虐待防止に関する啓発の推進	○障がいのある人に対する虐待を防止するため、住民や企業、福祉施設に対し、障害者虐待防止法の趣旨や要点などに関する理解と認識を深めるための啓発を進めます。 ○住民等に対し、虐待を発見した場合の通報義務及び通報窓口についての周知を図ります。
虐待防止センターの周知	○虐待防止についての通報窓口として、また、通報を受けた後の対応を図るため、市町村障害者虐待防止センター（田原本町健康福祉課障害福祉係：0744-34-2090 または、奈良県障害者権利擁護センター：0742-27-8516）の周知を図ります。
関係者会議の推進	○障がいのある人の虐待防止や養護者への支援について、対応策の検討などを行うため、関係者会議の開催を進めます。

### 施策の方向3 地域でのふれあい、支えあいの推進

本町では、障がいのある人もない人も地域でふれあうことにより、障害への理解を深め、支えあう活動を推進してきました。しかし、地域活動を支えるボランティアの減少や高齢化、ボランティア活動者や希望者への障がいのある人の特性や理解を深めるための研修や機会づくりの不足、障がいのある人が安心して参加できるための、受け入れ先の確保や理解が進んでいないこと、また、新型コロナウイルスの流行によって人と人との交流への不安を感じてしまうことなどの課題もあります。

今後は、小地域内の多様な活動や社会資源と対象者とをつなぐコーディネーターの養成や地域住民の障がいのある人への理解を深めるための研修や機会づくりの提供、誰もが身近に通える場所の確保などを図るとともに、地域が一体的に取り組んでいく土壌づくりに努めます。

#### 施策① ふれあいの機会の充実

取り組み	内容
地域でのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民による地域福祉活動を推進する中で、子どもから高齢者まで、また、障がいのある人など誰でも気軽に集い、話をしたり遊んだり、悩みを相談したりできるような身近な地域での交流の場づくりを促進します。また、生活支援体制整備事業や地域生活支援拠点整備等と十分連携し、一体的に取り組めるよう協働を図ります。</li> <li>○CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による、アウトリーチやニーズ発掘のための地域支援を行います。</li> <li>○磯城郡地域自立支援協議会や社会福祉協議会と連携し、対象分野に限定されない地域づくり・居場所づくりを推進します。</li> </ul>
障害者団体の自主的活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同じ障害や共通する悩みを持つ者同士へのピアカウンセリングや障害者団体のそれぞれの自助に沿った自主的活動を支援します。</li> <li>○障害者団体と多様な関係者との相互理解が深められるよう交流の機会づくりや活動内容周知の充実を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりに参画できる土壌を育成します。</li> <li>○当事者同士の交流や、他団体との協働が深められるような機会づくりの提供を行います。また、団体への活動助成を含めて、安定的にかつ活発な会活動ができるよう運営を支援します。</li> </ul>

## 施策② ボランティア活動の促進

取り組み	内容
ボランティア活動の育成・支援	<p>○障がいのある人やその家庭に対するきめ細かな福祉活動を展開できるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の育成・支援を図ります。</p> <p>○住民主体・相互による生活支援等を行っていくための、有償ボランティア制度を立ち上げます。</p>
障がいのある人のボランティア活動の促進	<p>○障がいのある人のボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会や当事者団体、特別支援学校等と連携して、参加機会の提供とともに、障害の状態に応じた支援体制づくりを進めます。また、障がい者が参加しやすいよう、活動先の確保や理解促進を図ります。</p>
ボランティアセンターの機能の充実	<p>○ボランティア活動の促進を図るため社会福祉協議会と連携して、相談・情報提供機能、登録・調整・紹介機能の充実等、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。</p> <p>○管内のボランティア活動者に関する情報の収集、整理を行いながら、マッチング機能の充実を図ります。</p>

## 第4章 計画の成果目標・サービス等の見込み量の設定 (障害福祉計画・障害児福祉計画)

### 1. 成果目標・障害福祉サービス等の取組状況

#### (1) 成果目標の達成状況

##### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数 値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	28 人	平成29年3月31日の施設入所者数
令和2年度末時点の入所者数見込(B1)	27 人	令和2年度末時点の施設入所者数の当初見込数
令和2年度末時点の入所者数(B2)	24 人	令和2年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込	1 人	(A) - (B1)
【実績値】削減見込	4 人	(A) - (B2)
【目標値】(A)のうち令和2年度までの地域生活移行者数(C1)	1 人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する者の数の当初見込数
【実績値】(A)のうち令和2年度までの地域生活移行者数(C2)	2 人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
地域生活移行率	7.1 %	(C2) / (A)
入所者数削減率	14.3 %	(A - B2) / (A)

令和2年度末時点の施設入所者数は、24人となっており、4人の削減となっています。また、地域生活移行者数は2人となっています。

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	考え方
【目標値】令和2年度末までに協議の場を設置	1箇所	令和2年度末までに圏域設置検討予定。
【実績値】令和2年度末までに協議の場を設置	未設置	

※圏域とは東和圏域（天理市、桜井市、宇陀市、磯城郡、山添村、曾爾村、御杖村）

令和2年度末時点の、協議会や専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場は未設置となっています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、検討を進めていきます。

## ③ 地域生活支援拠点等の整備

### 【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	考え方
【目標値】令和2年度末までに地域生活支援拠点等の整備	1箇所	令和2年度末までに圏域設置検討予定。
【実績値】令和2年度末までに地域生活支援拠点等の整備	未設置	

地域生活支援拠点の整備については、現時点では0箇所となっています。

緊急時の受け入れを担える人材育成をはじめ、地域での体制づくりを柔軟な視点を持って検討を続けます。

## ④ 福祉施設から一般就労への移行等

### 【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数(A)	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和2年度の一般就労移行者数(B1)	3人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数の当初見込数
【実績値】令和2年度の一般就労移行者数(B2)	3人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
増加割合	1.5倍	(B2) / (A) (※目標1.5倍以上)

令和2年度末時点の一般就労への移行者数は3人となっています。



⑤ 就労移行支援事業の利用者数

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数(A)	4人	平成28年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】令和2年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B1)	5人	令和2年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数の当初見込数
【実績値】令和2年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B2)	3人	令和2年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
増加率	-25.0%	$(B2 - A) / (A)$ (※目標20%以上)

令和2年度末の就労移行支援事業所の利用者数は3人となっています。

⑥ 就労移行支援事業所に係る目標値

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所数(A)(平成28年度末現在)	4箇所	
平成28年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数(B)	1箇所	平成28年度末において就労移行率3割以上を達成した就労移行支援事業所数
就労移行支援事業所数(C)(令和2年度末現在)	0箇所	
【目標値】令和2年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数(D1)	2箇所	令和2年度末において就労移行率3割以上を達成する就労移行支援事業所数の当初見込数
【実績値】令和2年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数(D2)	0箇所	令和2年度末において就労移行率3割以上を達成した就労移行支援事業所数
割合	0.0%	$(D) / (C)$ (※目標50%以上)

令和2年度末の就労移行支援事業所は0箇所となっています。

⑦ 就労定着支援事業の利用者数

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項目	数 値	考え方
平成 30 年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数 (A 1)	3 人	定着率が8割以上とすることを基本とする
平成 30 年度中に新規で事業を利用した者の数 (A 2)	2 人	
(A 1)のうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると思込まれる者の数 (B 1)	3 人	
(A 2)のうち令和元年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労した者の数(B 2)	1 人	
令和元年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数 (C 1)	5 人	
令和元年度中に新規で事業を利用した者の数 (C 2)	2 人	
(C 1)のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労していると思込まれる者の数 (D 1)	5 人	
(C 2)のうち令和2年度末までに事業を利用して12か月以上に渡り一般就労した者の数(D 2)	1 人	
令和元年度【目標値】 = (B 1) / (A 1) (%)	100.0 %	
令和元年度【実績値】 = (B 2) / (A 2) (%)	50.0 %	
令和2年度【目標値】 = (D 1) / (C 1) (%)	100.0 %	
令和2年度【実績値】 = (D 2) / (C 2) (%)	50.0 %	

就労定着支援を利用して1年後の職場定着率は、令和元年度、令和2年度ともに50.0%となっています。

⑧ 障害児支援の提供体制の整備等

【第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標】

項 目	数 値
【目標値】令和2年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1 箇所
【実績値】令和2年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1 箇所
【目標値】令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1 箇所
【実績値】令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	2 箇所
【目標値】令和2年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所
【実績値】令和2年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 箇所
【目標値】令和2年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 箇所
【実績値】令和2年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 箇所
【目標値】平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	1 箇所
【実績値】平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	未設置

医療的ケア児が必要な支援を受けるための協議の場の前段階として、磯城郡自立支援協議会の子どもワーキングでの勉強会の開催や、県のアドバイザー事業を活用した関係者の検討会等を実施していきます。



第29回田原本町心身障害者・児作品展より  
作品名：兼六園

## (2) 障害福祉サービスの状況

### ①訪問系サービス

(月間)

項目		単位	実績・計画	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問系	居宅介護	時間	実績値	813	796	825
			計画値	720	730	740
		人	実績値	83	81	74
			計画値	58	59	60
	重度訪問介護	時間	実績値	426	458	585
			計画値	450	450	450
		人	実績値	2	2	3
			計画値	2	2	2
	行動援護	時間	実績値	700	738	817
			計画値	620	630	640
		人	実績値	23	23	22
			計画値	24	25	26
	重度障害者等包括支援	時間	実績値	0	0	0
			計画値	0	0	0
		人	実績値	0	0	0
			計画値	0	0	0
同行援護	時間	実績値	99	81	68	
		計画値	170	180	180	
	人	実績値	5	4	4	
		計画値	9	10	10	

#### ※【単位の考え方】

時間：月間の総利用時間数

人：月間の総実利用者数

人日：月間の総利用日数

#### ※【令和2年度実績値】

令和2年3月～12月実績を基に算出した見込み値

以下同様

②日中活動系サービス

(月間)

項目		単位	実績・計画	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中活動系	短期入所（福祉型）	人日	実績値	63	70	39
			計画値	52	56	60
		人	実績値	15	17	9
			計画値	13	14	15
	短期入所（医療型）	人日	実績値	9	13	4
			計画値	10	10	10
		人	実績値	2	3	1
			計画値	2	2	2
	生活介護	人日	実績値	1,499	1,548	1,619
			計画値	1,560	1,600	1,640
		人	実績値	80	82	85
			計画値	82	84	86
	療養介護	人	実績値	7	8	9
			計画値	7	7	7
	自立訓練（機能訓練）	人日	実績値	45	29	30
			計画値	30	30	30
		人	実績値	2	2	2
			計画値	2	2	2
	自立訓練（生活訓練）	人日	実績値	387	361	420
			計画値	440	440	440
人		実績値	20	18	20	
		計画値	22	22	22	
就労移行支援	人日	実績値	136	105	64	
		計画値	140	160	160	
	人	実績値	7	6	4	
		計画値	7	8	8	
就労継続支援A型	人日	実績値	356	409	419	
		計画値	360	380	400	
	人	実績値	19	22	21	
		計画値	18	19	20	
就労継続支援B型	人日	実績値	590	671	748	
		計画値	520	530	540	
	人	実績値	42	48	53	
		計画値	37	38	39	
就労定着支援	人	実績値	1	2	2	
		計画値	3	5	7	

### ③居住系サービス

項目		単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居住系	共同生活援助	人/月	実績値	23	27	31
			計画値	22	24	26
	施設入所支援	人/月	実績値	27	25	24
			計画値	27	27	27
	自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0
			計画値	2	2	2

### ④相談支援（サービス等利用計画作成）

項目		単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談支援	計画相談支援	人/月	実績値	23	22	37
			計画値	24	25	26
	地域移行支援	人/月	実績値	0	0	0
			計画値	2	2	2
	地域定着支援	人/月	実績値	0	0	0
			計画値	1	1	1

### ⑤地域生活支援事業

#### 【必須事業】

#### ① 相談支援事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害者相談支援事業	人/月	実績値	2	2	2
		計画値	2	2	2

#### ② 意思疎通支援事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	実績値	3	4	5
		計画値	5	5	5
手話通訳者設置事業	人/月	実績値	—	3	2
		計画値	0	0	0

③ 日常生活用具給付等事業

(年間)

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護・訓練支援用具	件	実績値	2	4	2
		計画値	2	2	2
自立生活支援用具	件	実績値	3	4	0
		計画値	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	実績値	5	5	5
		計画値	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	実績値	2	5	2
		計画値	4	4	4
排泄管理支援用具	件	実績値	885	903	880
		計画値	860	865	870
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	実績値	0	2	0
		計画値	1	1	1

④ 移動支援事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
移動支援事業	時間/月	実績値	361	346	286
		計画値	370	380	390

⑤ 地域活動支援センター事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域活動支援センター事業	箇所	実績値	4	4	4
		計画値	4	4	4
	人/年	実績値	9	8	9
		計画値	10	10	10

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	実績値	9	8	—
		計画値	10	10	10

⑦ 理解促進研修・啓発事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有

⑧ 自発的活動支援事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有

【任意事業】

① 訪問入浴サービス事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	実績値	3	3	3
		計画値	2	2	2

② 更生訓練費給付事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
更生訓練費給付事業	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	3	3	3

③ 日中一時支援事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日中一時支援事業	人/月	実績値	5	5	5
		計画値	4	4	4

③ 社会参加支援事業

項目	単位	実績・計画	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	実績値	140	140	140
		計画値	132	140	150
声の広報発行事業	人/月	実績値	5	5	5
		計画値	5	5	5
奉仕員養成研修事業	人/年	実績値	6	11	—
		計画値	7	7	7
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	実績値	1	0	0
		計画値	1	1	1



### (3) 障がい児への支援の状況

#### ①障害児通所支援

(月間)

項目		単位	実績・計画	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日	実績値	377	500	540
			計画値	350	360	370
		人	実績値	37	51	60
			計画値	33	34	35
	放課後等デイサービス	人日	実績値	744	711	700
			計画値	700	750	800
		人	実績値	80	83	82
			計画値	70	75	80
	保育所等訪問支援	人日	実績値	1	1	1
			計画値	2	2	2
		人	実績値	1	1	1
			計画値	2	2	2
	医療型児童発達支援	人日	実績値	15	0	12
			計画値	20	20	20
人		実績値	1	0	1	
		計画値	1	1	1	
居宅訪問型児童発達支援	人日	実績値	0	0	5	
		計画値	5	5	5	
	人	実績値	0	0	1	
		計画値	1	1	1	

#### ②障害児相談支援等

項目		単位	実績・計画	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援等	障害児相談支援	人/月	実績値	13	11	28
			計画値	9	10	11
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	実績値	1	1	1
			計画値	1	1	1

## 2. 成果目標・障害福祉サービス等の見込み量

### (1) 成果目標

#### ①福祉施設の入居者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

- ・令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
- ・目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【田原本町としての成果目標】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	24人	令和2年3月31日時点の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数 (B)	22人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込	2人	(A) - (B)
【目標値】(A)のうち令和5年度までの地域生活移行者数 (C)	2人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
地域生活移行率	8.3%	(C) / (A)
入所者数削減率	8.3%	(A - B) / (A)

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【国の基本指針】

- ・令和5年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和5年度末までに協議の場の設置	1箇所 (圏域)

【田原本町としての数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	5回	5回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	14人	16人	18人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人

③地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和5年度末までに地域生活支援拠点等の整備	1箇所 (圏域)
【目標値】機能充実に向けた、運用状況の検証及び検討の実施	年1回以上 実施

※地域生活支援拠点の整備については、地域生活支援拠点の5つの役割を、地域における複数の機関が、分担して機能を担う体制で進めることを想定し、本町としては「緊急時の受け入れ・対応」について、優先して取り組むことを検討。

【田原本町としての数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた、年1回以上運用状況の検証及び検討の回数	1回	1回	1回

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

##### 【国の基本指針】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
- ・就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと思込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

##### 【田原本町としての成果目標】

項目	数値	考え方
令和元年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数（A）	4人	令和元年度に福祉施設から一般就労した者の数
【目標値】令和5年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数（B）	6人	令和5年度に福祉施設から一般就労した者の数
増加割合	1.5倍	$(B - A) / (A)$
【目標値】令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	2人	令和元年度の一般就労への移行実績（0人）の1.3倍以上
【目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	令和元年度の一般就労への移行実績（0人）の1.26倍以上
【目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	3人	令和元年度の一般就労への移行実績（2人）の1.23倍以上

項目	数値	考え方
令和5年度の一般就労への移行者数 (A)	6人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】(A)のうち就労定着支援事業の利用者数 (B)	5人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数
割合	83.3%	(B) / (A)

項目	数値	考え方
令和5年度末の、就労定着支援事業所数 (A)	1箇所	—
(A)のうち就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数 (B)	1箇所	—
割合	100.0%	(B) / (A)

#### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

##### 【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。  
また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、府、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、府が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

東和圏域に設置されている児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を強化し、障がいのある子どもが身近な地域で発達支援を受けることができるよう、引き続き重層的な地域支援体制の構築をめざします。

医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場については、現在、設置に向けての協議を進めており、令和5年度末までの設置をめざします。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても、検討を進めます。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所
【目標値】令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築済

項目	数値
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所

項目	数値
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	設置
【目標値】令和5年度末までの、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置

## ⑥相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表①の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</li> <li>・これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業がその機能を担うことを検討する。</li> </ul>
---

### 別表①

総合的・専門的な 相談支援	・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制 の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。</li> <li>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。</li> <li>・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</li> </ul>

田原本町では、高齢・障害・子ども・生活困窮等の相談を包括的に支援する重層的相談支援体制を構築し、総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援体制の充実・強化を行います。

### 【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保	確保

### 【田原本町としての数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援体制の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	5件	5件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	3回	3回

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・府及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</li> <li>・利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、別表②の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</li> </ul>
--

別表②

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

【田原本町としての成果目標】

項目	数値
【目標値】令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築	構築

【田原本町としての数値目標】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無	有	有	有
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	0回	1回



## (2) 障害福祉サービスの見込み

### ①訪問系サービス

#### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

#### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

(月間)

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	850	880	910
	人	76	78	80
重度訪問介護	時間	710	710	710
	人	3	3	3
行動援護	時間	840	860	880
	人	32	33	34
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	102	106	110
	人	6	6	7

#### 【見込量の確保策】

利用者自身が自らの障害の状況等にあった事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。事業所や近隣市町村とも連携しながら、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。また、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、障害程度や状況に応じたきめ細かいサービスを提供できるよう、県や事業所等と連携してサービスの質の向上を図ります。

## ②日中活動系サービス

### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 福祉型と医療型の2種類があり、福祉型は障害者支援施設等において実施され、医療型は病院や診療所等において実施されます。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援事業	一般就労した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

## 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

(月間)

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	人日	72	76	80
	人	17	18	19
短期入所（医療型）	人日	15	15	15
	人	3	3	3
生活介護	人日	1710	1790	1870
	人	90	94	98
療養介護	人	9	9	9
自立訓練（機能訓練）	人日	30	30	30
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	480	480	480
	人	24	24	24
就労移行支援	人日	160	160	160
	人	8	8	8
就労継続支援A型	人日	500	520	540
	人	25	26	27
就労継続支援B型	人日	840	910	980
	人	60	65	70
就労定着支援	人	2	4	6

## 【見込量の確保策】

サービス等利用計画やモニタリング等からニーズを適切に把握するとともに、近隣市町村と連携しながら日中活動系のサービス提供事業所の参入動向も把握し、サービス見込量の確保を図ります。

特に、「自立訓練」や「就労移行支援」は訓練期間が定められていることから、磯城郡地域自立支援協議会等で、事業所あるいは関係機関との連携を図り、一般就労や就労継続支援事業の利用に結びつけるよう支援に取り組みます。

さらに、介助者のニーズが高く、レスパイトの役割や緊急時の利用が必要な「短期入所」について、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

### ③居住系サービス

#### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言の他、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護等の日中活動と併せて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、理解力、生活力等を補うため、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。

#### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	35	40	45
施設入所支援	人/月	24	24	22
自立生活援助	人/月	2	2	2

#### 【見込量の確保策】

「共同生活援助」については、施設や病院からの地域移行者のみならず、在宅生活を継続し、自立を図る観点からも重要な役割を果たすことから、奈良県や東和圏域での調整のもとに必要な量の確保を図ります。

また、町内においてグループホーム等の確保・整備を進められるよう、地域住民に対して障害や障がいのある人に対する理解を深めるための啓発を進めます。

「施設入所支援」については、利用者の意向等を踏まえ、退所可能な人については地域移行や地域での定着を支援するとともに、施設利用の必要な人が安心して利用できるよう努めます。

「自立生活援助」については、利用者の移行等を踏まえ、一人暮らしによる地域への移行を目指している人を支援します。

#### ④相談支援（サービス等利用計画作成）

##### 【サービスの種類と内容】

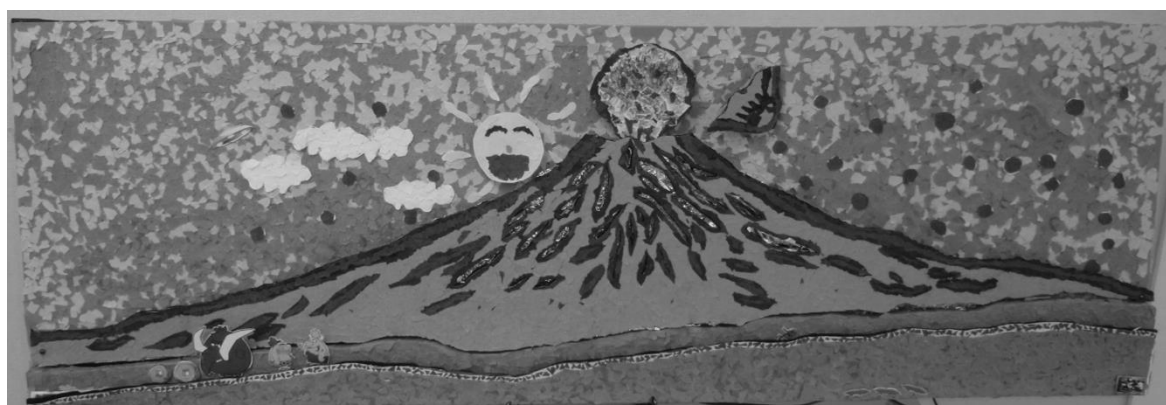
項目	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

##### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	40	42	45
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

##### 【見込量の確保策】

一人ひとりの状態と意向に沿ってサービス支給決定が行われるよう、各種相談支援事業との連携を図るとともに、効果的な事業実施となるよう、関係機関のネットワークの構築を図ります



第29回田原本町心身障害者・児作品展より  
作品名：草間彌生 富士（オマージュ）

### (3) 地域生活支援事業

#### 【必須事業】

#### ① 相談支援事業

#### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援、また地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や困難事例への対応、成年後見制度利用支援事業等を実施し、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を配置し、相談支援事業者への指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般賃貸住宅への入居に必要な人等に、入居手続きの支援や生活上の課題に必要な支援が受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人に、成年後見制度の利用についての必要な情報提供や助言等の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適切に行う法人を確保できる体制の整備等、法人後見活動への支援を行います。

#### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無

#### 【見込量の確保策】

「障害者相談支援事業」は、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止と早期発見・早期対応のための関係機関との連携等、体制の構築に向けて取り組みます。既に設置した磯城郡地域自立支援協議会や成年後見制度等の日常生活自立支援事業の周知を図り、利用を促進します。

## ② 意思疎通支援事業

### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を設置する事業です。

### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	5	5	5
手話通訳者設置事業	人/月	3	3	3

### 【見込量の確保策】

「手話通訳者派遣事業」については引き続き必要なサービス量を確保するとともに、事業の周知を図り、サービス利用を促進します。「要約筆記者派遣事業」と「手話通訳者設置事業」については今後も引き続きニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

## ③ 日常生活用具給付等事業

### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等を給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器等を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

(年間)

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3
排泄管理支援用具	件	885	890	895
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

【見込量の確保策】

必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知を図るとともに、障害特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

④ 移動支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出あるいは目的地での移動のための支援を行うことにより、地域での生活及び社会参加を促進します。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/月	370	370	370

【見込量の確保策】

障がいのある人の地域における自立した社会参加を促進する事業として重要であるため、利用者自身が自らの障害の状況等にあった事業所を選択できるとともに、事業者と利用希望者とをつなげられるよう情報提供に努めます。



## ⑤ 地域活動支援センター事業

### 【サービスの種類と内容】

事業名	事業の内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。</p> <p>Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業。</p>

### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	4	4	4
	人/年	10	10	10

### 【見込量の確保策】

昼間の居場所として重要な役割を果たす地域活動支援センターについて、事業所と連携し利用対象者への情報の提供を図るとともに、地域生活支援の促進が図られるよう、活動内容の充実に努めます。

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話を用いた会話及び通訳ができる住民の養成、手話奉仕員の養成を行います。

### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	10	10

### 【見込量の確保策】

手話奉仕員の養成講座開催について、住民に広く周知し、参加者の増加を図ります。

⑦ 理解促進研修・啓発事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
理解促進研修・啓発事業	障害の特性を誰でも理解できるよう解説していくため、教室やイベント・広報活動を通じて、必要な配慮や理解を促し、知識の浸透率を高めていきます。また、外見からはわからない障害がある人（知的障害や精神障害、発達障害、内部障害、ヘルプマークを利用している人等）に対して、重点的に取り組む必要があります。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

【見込量の確保策】

障害の特性を理解するための広報活動に取り組みます。

磯城郡地域自立支援協議会等を通じて、近隣市町村や事業所と協力し、障がいのある人の理解を深めるためのイベントや広報活動に取り組みます。

⑧ 自発的活動支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

【見込量の確保策】

ピアサポーターの育成や災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等に対して各種事業所との連携を図るとともに、効果的な事業実施となるよう、関係機関のネットワークの構築を図ります。

## 【任意事業】

### ① 訪問入浴サービス事業

#### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

#### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	3	3	3

#### 【見込量の確保策】

障がいのある人に対し入浴の機会を提供するとともに、介助者の負担軽減を図るため、利用対象者への周知を図ります。

### ② 更生訓練費給付事業

#### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

#### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	人/月	1	1	1

#### 【見込量の確保策】

障がいのある人の地域移行を推進していく上で、日常的に介護をしている家族等へのサポートは必要不可欠と考えられるため、今後とも十分にサービスを確保できるよう努めます。

### ③ 日中一時支援事業

#### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
日中一時支援事業	障がいのある人に対して事業所等において日中活動の場を提供し、日常的に介護をしている家族等の一時的な休息の確保を図ります。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人/月	5	5	5

【見込量の確保策】

障がいのある人の地域移行を推進していく上で、日常的に介護をしている家族等へのサポートは必要不可欠と考えられるため、今後とも十分にサービスを確保できるよう努めます。

④ 社会参加支援事業

【サービスの種類と内容】

項目	内容
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人の交流、余暇活動の充実等を図ります。
点字・声の広報等発行事業	社会生活上必要な情報を点字やテープ及びデイジーにより、視覚障がいのある人の社会参加促進を図ります。
奉仕員養成研修事業	要約筆記奉仕員の養成講座を開催します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造費用の補助を行います。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	150	150	150
声の広報発行事業	人/月	5	5	5
奉仕員養成研修事業	人/年	7	7	7
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	1	1	1

【見込量の確保策】

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」は、障がいのある人の交流、余暇活動の充実等を図る事業であることから、実施時期、参加対象者、実施方法等を検討し、事業の充実を図ります。

「点字・声の広報発行事業」は、事業の周知を図り、引き続き利用者の増加を図ります。

「奉仕員養成研修事業」は、要約筆記奉仕員の養成講座の開催について、住民等に広く周知し、参加者の増加を図ります。

「自動車運転免許取得・改造助成事業」は、障がいのある人の自立を促進するためにも、自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造費用の補助制度についての周知に努めます。

#### (4) 障害児福祉計画

##### ①障害児通所支援

###### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2種類に大別されます。 ①児童発達支援センター 通所支援の他、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」や「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなど地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 通所利用の障がいのある児童に対する支援を行う身近な療育の場を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた児童に対して、児童発達支援に加えて身体の状況により、治療も行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

## 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

(月間)

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	590	684	793
	人	66	76	88
放課後等デイサービス	人日	740	850	992
	人	90	105	121
保育所等訪問支援	人日	2	2	2
	人	2	2	2
医療型児童発達支援	人日	30	30	30
	人	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人	5	5	5
	人日	1	1	1

## 【見込量の確保策】

障がいのある子どもについては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。また同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。障がいのある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めるものとします。

## ②障害児相談支援等

### 【サービスの種類と内容】

項目	内容
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援等のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	県で行う医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を受講したコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行います。

### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の見込量】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	32	38	44
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	1	1	1

### 【見込量の確保策】

障害児相談支援については、町内5箇所の事業所をはじめとした事業所において引き続き支援をしていくとともに、適切なサービス利用ができるよう取り組みます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、県や圏域との連携による配置の検討を行います。

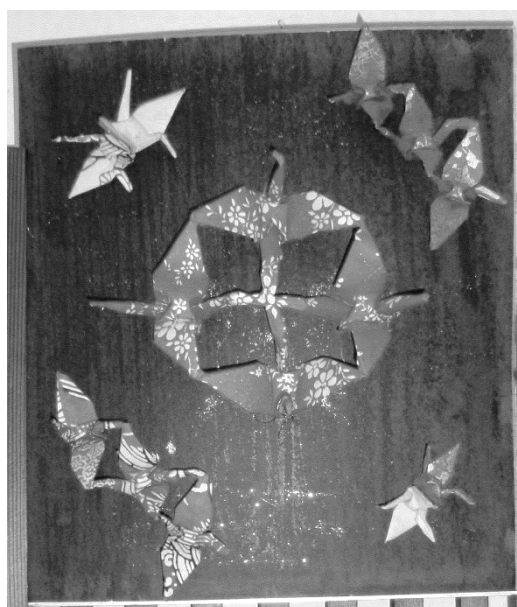
### ③子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として以下を目標とします。

#### 【定量的な目標設定】

種類	令和元年度末 実績（人）	定量的な目標（見込）（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	551（24）	583（40）	683（45）	683（45）
認定こども園	33（4）	35（5）	40（6）	40（6）
地域型保育事業	34（1）	38（6）	38（7）	38（8）
幼稚園（5箇所）	332（43）	324（40）	319（40）	319（40）
放課後児童健全育成事業	264（15）	284（10）	283（10）	282（10）

※（ ）内は障害者手帳や診断書を所持している子どもの数



第29回田原本町心身障害者・児作品展より  
作品名：つる



## 第5章 推進体制・連携の強化

### 1. 協働による計画推進

---

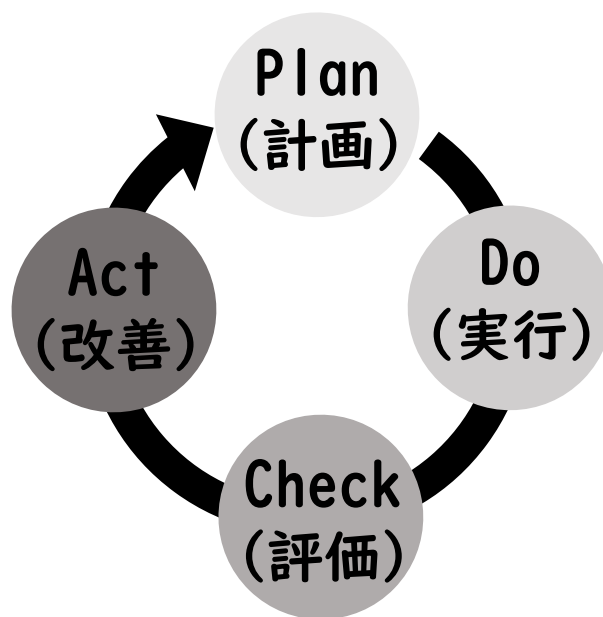
計画の推進のためには、行政や住民、各種団体それぞれが役割を担い、また連携していくことが不可欠となります。

社会情勢によって変化する要望を的確に把握しながら、本計画について理解を広める努力を最大限に行うとともに計画の進捗状況の点検や評価を行い、すべての住民が地域福祉等に主体的に取り組むことができるような、障がいのある人にやさしい町をめざします。

### 2. PDCAサイクルによる計画の推進

---

P・D・C・Aの考え方にに基づき、計画の進捗状況を随時評価するとともに、必要な見直しを行い、本町における障害者福祉施策の計画的推進並びに、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、関係機関と連携し、協議等を行っていきます。



## 資料編

### 1. 田原本町障害者計画等策定委員会規則

---

平成26年9月16日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例(平成26年田原本町条例第13号)第2条の規定に基づき、田原本町障害者計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田原本町障害者計画及び田原本町障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害者計画等に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害福祉に関係する団体の代表
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害者計画等の策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 策定委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 障害者計画等を策定する年度内において最初に開かれる策定委員会の会議は町長が、それ以降の会議は会長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、住民福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 2. 田原本町障害者計画等策定委員会委員名簿

区分	所属・役職等	氏名	備考
障害福祉に 関係する 団体の代表	田原本町身体障害者福祉協会の代表	金子 文子	田原本町身体障害者 福祉協会会長
	社会福祉法人なら桜桃会の代表	堀川 賀英子	社会福祉法人なら 桜桃会 理事兼評議員
	磯城郡肢体不自由児父母の会の代表	北川 佳代子	磯城郡肢体不自由児 父母の会会長
	精神障害者地域家族会のぞみ会の代表	岩田 八千代	
	田原本町民生児童委員協議会の代表	村田 稔治	田原本町民生児童委員 協議会会長
	知的障害者相談支援事業委託者の代表	藤本 勇樹	社会福祉協議会
	精神障害者相談支援事業委託者の代表	高橋 健太	社会福祉法人 萌
	田原本町ボランティア連絡協議会の代表	平野 淑子	田原本町ボランティア 連絡協議会会長
関係行政 機関の代表	田原本町医師会の代表	植山 正邦	田原本町医師会長
	奈良県中和保健所の代表	富岡 公子	奈良県中和保健所 嘱託医
	奈良県中和福祉事務所の代表	藤山 清志	奈良県中和福祉事務所 所長
	田原本町副町長	住井 康典	
	田原本町教育委員会教育長	植島 幹雄	
町長が必要 と認める者	田原本町議会厚生建設委員会委員長	吉田 容工	
学識経験者	大阪府立大学 総合リハビリテーション 学類 作業療法学専攻 教授	◎横井 賀津志	

◎：障害者計画等策定委員会における会長

### 3. 用語の説明

---

#### 【あ行】

##### ●悪質商法

一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引であって、その商法事態に違法または不当な手段・方法が組み込まれた商法。

##### ●一般就労

企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業のこと。

##### ●医療的ケア

高齢者や重度の障がいのある人が介護の中で受ける医療的な行為。具体的には、たん吸引（口腔、気管など）経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）など。

#### 【か行】

##### ●共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会でもある。

##### ●高次脳機能障害

脳の損傷により生じる認知機能の障害。事故や脳血管障害など、さまざまな原因により生じ、失語・失行・失認などの症状がみられる。

##### ●合理的な配慮

障害者基本法の改正にともない、基本原則にあげられた言葉。その中では「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

#### 【さ行】

##### ●災害時緊急避難所

住民等の生命の安全の確保を目的とし、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもの。

## ●三密

密集、密接、密閉の3つの密を指すもの。新型コロナウイルス感染防止のために、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所（密集）」、「人が密に集まって過ごすような空間（密接）」、「換気が悪い場所（密閉）」を避けることが示された。

## ●児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつ、その生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

## ●JIS X 8341-3：2016

高齢者や障がいのある人を含む全ての利用者が、使用している端末などに関係なく、ホームページ等を利用することができるようにすることを目的としており、品質基準として、レベルA、レベルAA、レベルAAAという3つのレベルの達成基準が定められている。

## ●社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## ●授産製品

障害者就労支援施設等において、利用者が製造・生産している商品のこと。食品や日用品といった製品をはじめ、清掃等のサービスを提供している施設もある。

## ●障害者虐待防止法

障害者虐待防止法による虐待の定義は、①暴行や不当な身体拘束（身体的虐待）②性的虐待③暴言を吐くなどの心理的虐待④衰弱させるような長時間の放置など（放棄・放置）⑤財産を不当に処分するなどの経済的虐待となっている。

## ●障害者活躍プラン

障がいのある人がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大を目指し、障害者雇用の推進や、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている障害者施策の中で、より重点的に進めるべきと考えられる6つの政策プランを打ち出したもの。

## ●障害者権利条約

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約。

## ●障害者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取り組みを展開している。

## ●障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の希望に添ったプログラムを設定し、働く暮らしを支援するとともに、事業所が障がいのある人を雇用する上でのアドバイス、情報提供、定着への支援を行う。田原本町は桜井市にある「なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう」の管轄圏域に属している。

## ●新型コロナウイルス感染症

令和元年の終わりごろに発生し、世界中に感染が拡大した感染症。正式名称は「COVID-19」。

## ●人権週間

毎年12月10日を最終日とする1週間を、「人権週間」と定めており、その期間中、各関係機関及び団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため全国各地においてシンポジウム・講演会・座談会・映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っている。

## ●新生児聴覚スクリーニング

新生児期に先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査。

## ●生活習慣病

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）。

## ●成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

## 【た行】

### ●地域福祉

地域の誰もが自分らしく、よりよく生きることができるよう、また、様々な生活課題の解決に向けて、行政をはじめ地域住民、地域団体、サービス提供事業者、企業等が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備や総合化等を図り、その地域の実情に合った活動として進めること。

### ●デイジー

デイジーとは、Digital Accessible Information System の略 (DAISY) で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。ここ数年来、視覚障がいのある人や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、50 カ国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアム (本部スイス) により開発と維持が行なわれている情報システムを表している。

### ●特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期に発見するための検査(腹囲や身長、体重、血圧、血液など)。

特定保健指導は、特定健康診査で基準以上の場合、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、生活習慣病の有病者・予備群を減少させること(病気の予防)を目的としている。

## 【は行】

### ●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他低年齢児に発症した脳機能障害のこと。

### ●バリアフリー

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをさしているが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをさしている。

### ●ピアサポート

同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。



## ●P・D・C・A

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返し行って事業を推進していく考え方。

## ●福祉避難所

令和3年3月現在における本町の福祉避難所は、特別養護老人ホーム田原本園、介護老人保健施設サンライフ田原本、ふれあいセンター、特別養護老人ホームしきの郷、特別養護老人ホームぬくもり磯城、なら桜桃会第二作業所の6カ所となっている。

## 【ま行】

### ●モニタリング

ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること。



**第4次田原本町障害者計画及び  
第6期田原本町障害福祉計画・  
第2期田原本町障害児福祉計画**

令和3年3月

発行：奈良県田原本町

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1

TEL：0744-34-2090

FAX：0744-32-2977

編集：田原本町住民福祉部健康福祉課障害福祉係